

を灌知布ソノコトのこころある灌是よて須々久曾々スズクニ久クニなど同言なり

至イナ斬尾時チ。劔刃少缺キナ。割而視之ミシテ。則劔在尾中キ。是号草薙ナ。

劔。此今在尾張國吾湯市村。即熱田祝部所掌之神是也。

其斷蛇劔号曰蛇之鹿正ナロシ。此今在石上ノミヤコ也。

至斬尾時ニ。重胤云第三一書の如く斬頭斬腹其斬尾之時ニ。ふと云へきを。此は其至字を以て。頭より腹は漸々斬下せる事を知らせたる者あり。正

書に。寸斬其蛇至尾ニ云々。其有意コト。同しニあり。其頭も腹も云ハす。上より寸斬る由なるニ。此は第三一書ニ合せて。委しき書しニ云へし。

凡て物は委曲しく書しても。意の足はさる所有る物なるを。此文は鹿き過たる如くして。其事を中々詳ニ為りと云り。○是号草薙劔ニ。つてハ草薙ニ云号。當時ニありし如く聞えて。少いかなり。○此今在云々。第三

三一書。此劔昔在素戔鳴尊許。今在尾張國也。とあると同し事なるを。片方を略ニしたるものとして。右の昔在字ニ對へて。書れとる如く有意ニて。讀

むべき所なるあり。○尾張國名義神名式。山田郡尾張神社。本國神名帳。從三位尾張天神一本尾張田ニ作り。又一本小針ニ作り。天野信景ノ集説

は。今在春日井郡味岡ニ。社祭天香語山命。本州中央之地也。蓋國名起ニ於此處。歟。尾張其實小墾也ニ云るは。續紀。神護景雲二年十

二月甲子。尾張國山田郡人從六位下小治田連ニ。樂等八人賜姓尾張宿禰ニ。と見え。萬葉十三。小治田之年魚道之水ニ。なごもある。此は因ニれる説よて。甚尤

なる事あり。されどまた武郷ノ考ニあり。此國名は大倭國より起れりしものとおほゆ。其は神武紀戊午。高尾張邑或本云。有赤銅八十梟帥年條。云々己未。高

尾張邑。有土蜘蛛ニありて。大倭國葛城郡ニ。舊名を高尾張ニ云り。これそ國名の本なるべき。さるは尾張連の氏人。此大倭の葛城より出て。彼國ニ下住

し事有て。本居の名を取て。國名とせしなり。まづ尾張と高尾張ニ同しき由

は三代實錄九。尾張國海部郡人其目連公宗氏。尾張醫師其目連公冬雄等。同族十六人賜姓高尾張宿禰。天孫火明命之後也。このるを以。尾張と。高尾張と。別ふらざる事を知へし。また天孫本紀。葛城尾治置姫と云人のるを以て。葛城尾張も同氏ふる事をも知へし。名義ハ。重胤云。此地ハ。謂ゆる。高天山の山尾の張出たる。因れる名と通えたり。と云リ。なほ記傳云云れたる。異なる事など。神武紀云へし。○吾湯市村。吾湯市ハ。景行紀。年魚市とあり。万葉も。即愛智郡なり。和名抄。阿伊知とあるハ。訛れるなり。○熱田祝部。神名式。尾張國愛智郡熱田神社大神とあり。釋紀。所引。尾張國風土記曰。熱田社者。昔。日本武命。巡歷東國。還時娶尾張連等遠祖宮酢媛命。宿於其家。夜頭向廁。以隨身劍。掛於桑木。遺之入殿。乃驚更往取之。劍有光如神。不把握之。即謂宮酢媛曰。此劍神氣宜奉齋之為吾形影。因以立社。由郷為名也。先師說云。熱田社者。日本武尊留其形影天。兼雲劍。為此神躰。可謂日本武尊垂跡者也。とあり此神劍の熱田鎮坐せるよし。景行紀。委と云。記傳云。熱田社ハ。東西二殿並建て。其東方ふるを。世ハ土用御殿と稱す。艸薙劍を納奉る。或說ハ。土用御殿と云稱ハ。社の傳ハ。さらふなき事なり。疫用御神劍の納ませ賜ふ御殿の稱とせるなり。と云りさもあ。近世ハ。土金の説を附會して。るへしとまれか。くまれ。土用と云事あるへくもあらず。とて西方なるを。正御殿と稱して。五座神を祭る。西より第一天照大神。第二須佐之男尊。第三倭建尊。第四宮簀媛命。第五建稻種命にして。第三中央倭建尊を主とす。この縁起も。以熱田明神。為尾張氏神。宮酢媛。及建稻種命。大宮相殿神也。とあり。一説ハ。大宮日本武尊。東素戔鳴尊。南宮簀媛命。西伊弉並尊。北倉稻魂命。中央天照式ハ。八劍神社とある是なり。此ハ和銅元年。勅以て新ハ神劍を造らしめ。別ハ齋奉らる。社なりと云。氷上宮と云ハ。かの火上姉子神社にて。縁起ハ。宮酢媛下世之後。建祠崇祭之。号氷上姉子天神。其祠在愛智郡氷上邑。以海部氏。為神主。海部是尾張氏別姓也とあり。さて此氷上社の未社。常世社と云あり。宮酢媛の墓なりと。云傳へたり。又式ハ。愛智郡上。知我麻神社。下。知我麻神社あり。和名抄。千竈郷あり。此地なり。上知我麻社ハ。乎止與命を祭ると云。俗ハ源大夫。宮と云。下知我麻社ハ。同命の夫人真敷刀婢を祭

謂日本武尊垂跡者也。とあり此神劍の熱田鎮坐せるよし。景行紀。委と云。記傳云。熱田社ハ。東西二殿並建て。其東方ふるを。世ハ土用御殿と稱す。艸薙劍を納奉る。或說ハ。土用御殿と云稱ハ。社の傳ハ。さらふなき事なり。疫用御神劍の納ませ賜ふ御殿の稱とせるなり。と云りさもあ。近世ハ。土金の説を附會して。るへしとまれか。くまれ。土用と云事あるへくもあらず。とて西方なるを。正御殿と稱して。五座神を祭る。西より第一天照大神。第二須佐之男尊。第三倭建尊。第四宮簀媛命。第五建稻種命にして。第三中央倭建尊を主とす。この縁起も。以熱田明神。為尾張氏神。宮酢媛。及建稻種命。大宮相殿神也。とあり。一説ハ。大宮日本武尊。東素戔鳴尊。南宮簀媛命。西伊弉並尊。北倉稻魂命。中央天照式ハ。八劍神社とある是なり。此ハ和銅元年。勅以て新ハ神劍を造らしめ。別ハ齋奉らる。社なりと云。氷上宮と云ハ。かの火上姉子神社にて。縁起ハ。宮酢媛下世之後。建祠崇祭之。号氷上姉子天神。其祠在愛智郡氷上邑。以海部氏。為神主。海部是尾張氏別姓也とあり。さて此氷上社の未社。常世社と云あり。宮酢媛の墓なりと。云傳へたり。又式ハ。愛智郡上。知我麻神社。下。知我麻神社あり。和名抄。千竈郷あり。此地なり。上知我麻社ハ。乎止與命を祭ると云。俗ハ源大夫。宮と云。下知我麻社ハ。同命の夫人真敷刀婢を祭

ると云。俗は紀大と云り。按大神錄附録云。正殿一字土用殿一字。此殿者。畿草雜劍一夫宮といへり。作二渡用殿。鎮坐記云。熱田大神一坐。在尾張國吾湯市郡江崎松崎島千竈郷。合祭神一坐素戔鳴尊。相殿神三坐。日本武尊。宮實媛命。建稻種命。凡有五神。次第如上。全牀設三別高座。以西爲上。予東次第。焉元是二坐也。至千淨御原朝。加三坐。但相殿之内一機牀別座矣。注云。承和十四年三月七日。大政官符亦有三神體五體語。蓋是也。標注。其一牀座者。蓋稻種命所座矣。なともあり。さて弘仁十三年六月。尾張國熱田神。奉授從四位下。と云より。貞觀元年正月奉授尾張國正三位熱田神從二位。と云ま。次々位階を授奉りし事。史に見えたり。國帳は。正一位勳二等熱田大神宮とあり。熱田といふ義は。寛平緣起。宮實比賣命。年若て。人々を集めて。社を建て。神劍を遷し奉らむと議して。其社地を定むる時。楓木一株あり。自然は炎焼して。水田は倒れて。其田久しく熱かりし故。其を熱田社と号す。尾張風土記は。楓木の炎焼せり。といふ事なく。固より熱田といひし。郷名なりし所へ。社を立たる故。熱田社と云ふと。見えたり。とあり。祝部は此までハ尸ふり。其も神を齊き祭らより。出たる尸ふり。言義は重胤云。侍在にて。神社は侍らふ人を云稱あり。此は甚古くよりある職と聞え

て。神武紀。和珥坂下有居勢祝者。臍見長柄丘岬有猪祝者。とある。巨勢神又升神。借字は。仕る神部なりしなるへし。仲哀紀。崗浦神崇ある所。天皇則禱祈之。以挾抄者倭國菟田人伊賀彦爲祝令祭。則船得進。と有るも。御禱祈の外は在て。御親此を爲玉ひ。其神は近之祝を附置せ玉ひて。其祭祀を主らめ玉へる。此を以て。波布理侍在なる事を知へし。武郷云。なほ歌文をもをも引り。今省けり。此等を彙めて思ふに。先神を齋奉るを職として。其神託をも受奉り。人は神の御心を傳へて。誠しむるを以て。任じ爲る事と聞えたり。職員令。神祇官祝部。義解。謂爲祭主。贊辭者也。其祝者。國司於神戸中簡定。即申大政官。若無戸人者。通取庶人。也。と見えたり。然れとも。上古より有來る。止事ふき御社の祝者いふも。然るへき由緒有て仕奉れるなれば。神戸を取れるよ。あらず。此祝字は。今神祇官中臣宣祝詞。言以告神祝詞。宣聞百官。故曰宣祝詞也。と有を用られたるもの也。波布理は侍在にて。君側に在る人を。侍者と云意味。同じき事を。曉りつへき者也かし。但祝詞式。神主祝

部と並へ云て、猶其上は神主の職あり、其主と云は、上古は政事を取る程の人を云て、國造  
 縣主の類是なり、祝部は其國務は拘はらず、唯祭祀禱請の事のみ預る故に神と親昵し  
 き謂を以て云稱と見たり、右  
 よ引る文共を以て味ふへしと云り、さて記傳は、此社の世々、尾張連氏の以祭と  
 なるは、熱田祝部の所掌とあるは、疑とし、熱田祝部何ふる姓か、尾張連の  
 内は、此社を掌る者を、然稱しよわあらむ、縁起は、以尾張氏人、補神祝等、職  
 也、と云れたるは、言よて、千秋家譜は、成務天皇六年、始置諸國郡縣邑、造  
 長首渠、以小止歟命、定尾張國造、專主於當國神祇、云々、亦曰神主、この  
 る文よれば、尾張國造よて、神主祝を掌る、即熱田祝部か、○所掌之神、  
 鎌倉本秘閣本等も、ツカサトリマツルと訓り従ふへ、重胤云、此は即祭  
 神の主と爲て、仕奉るを云は、然る物よて、常は所祭と云を、其は唯神靈を祭  
 祝る方のみよ云て、此は所掌と云は、神寶の事よ係る所よ、置る、紀の文法な  
 り、垂仁紀は、勅物部、十市根、大連云々、仍令掌神寶、この是なり、また五  
 十瓊敷命居於茅渟菟碓川上宮云々、俾主石上神宮之神寶と見えたる、

俾主ハ令掌なる事、前後に引る文よ見合せて知へし、また五十瓊敷命謂妹  
 大中姫曰、云々物部連等、至于今治石上神寶是其縁也、このあるも  
 上よ同じ、此治を掌と換て記れたるを合て、其神寶を主  
 る神主と爲て、齋奉る事を云ふ事知べきなり、○蛇之鹿正、次一書よ  
 ハ蛇韓鋤之劍とあり、この二名を合せて、名義を考るよ、蛇之明真鋤なり、明  
 らこハ其劍の双の先耀リ赫くを云、鋤ハ、物を截斷と云るよて、須加比の  
 約たるなり、この事は、な  
 ほ次よ云、さて鹿正は阿加良の加と麻佐比の比を略さ韓鋤ハ阿  
 加良の阿と、麻佐比の麻を略けるものよて共よ同名也、○今在石上、永享本  
 三島本應永本よ、石上の下宮宇あり、其方よんし、  
 本の訓は、イソノカミノミヤと  
 あるよても、脱たること知られ  
 り記傳云、石上は、一書よ吉備神部、許ともあるから、式備前國赤坂郡  
 石上布都之魂神社、これなり、と云り、ま、こ、一日たりハ、誰も然思はるれど、よ  
 思へばよ非ず其故ハ、こし名高き倭ふるをおきて、吉備なるを、たは石上とハ  
 云てむや、若吉備のな、必吉備、石上た、こを云へけれ、されハ、猶倭の石上な

るへし。さて推度りていふ。崇神卷六十年。矢田部造、遠祖武諸隅を御使として、出雲大神宮を、藏れる神寶を、召上て見給ふことあり。矢田部造は、姓氏録よるよる物部氏の別なり。さて垂仁卷二十六年。物部十市根大連詔て出雲の神寶を、檢校しめ、仍て神寶を掌らまむ。又八十七年の文。同人石上の神寶を掌ること見ゆ。然れい。此須佐之男命の御劍。出雲神宮を藏れりしを。右の崇神垂仁の御時。ふと餘の神寶と共よ京に召上給ひて。其時よりや。石上は納られたりけむ。此石上よふは種々の神寶を納られし事。垂仁卷よ見えたり。さて後よ所以ありて。備前國へ遷し奉りなるへし。其時倭の本宮を名を取て。かゝるをも。石上布都御魂神社と申すならむいかにまれ。石上布都魂と云名は必倭より出たる事。明きをや。かればこの紀又拾遺は在石上。と云る。始倭は坐し時の傳。在吉備と云る。遷給ひて。後の傳説なるへし。然るよ。備前の石上。社傳説よ。神劍は昔大倭の石上へ遷し奉りて。此社よ。坐まます。と云り。い

かゝらむ。と云り 按るよ此説然るへし。猶いはい此石上。もし吉備のならば。宮とは云へなること知られたり。式大和國山邊郡石上坐布留御魂神社。大月次相。倭名抄。石上伊曾乃加美。これなり。重胤もふは云れける。此時の斷蛇の劍は。も。師靈と云稱のあるへくも非りけるを。後よ此御劍を。此よ移鎮られたれば。其本宮の號を。用さりけん事。右よ引る記傳の說の如し。但し石上よては。往古より其十種神寶と共に傳はれるを。崇神天皇御世よ。京よ召上ら。れてより。其神宮よて祀來れるよも有んか。諸此を素戔嗚大神の御名を以て。其社は稱申さるへきよ。然らぬ。其大和ふる本宮の名を。其任よ移されたるよて。此よても布都之魂神社と。そい申せりけれ。此は祭神の稱よも。又劍號よも非る者也。諸此よ今在石上。と云は。大和の方の事ふらか。其劍を故有て。其吉備國に移されたりより。唯其御魂のを。留め祭られて。別よ出雲建雄神社。祀はれたりし者。こそおほゆれ。然るよ記傳よ載られたる。備前の石上社傳に據て思ふよ。其始出雲より京よ召上させおはし坐て。彼石上神宮よ。納玉へるを。其後

吉備神部の許は遷し奉れるより本宮より。唯御靈のみを留察られける。又故有て再石上へ還し奉れるを以て。此も今在石上と書され。此より後出來る拾遺にも。今在石上神宮。と傳たりし者ふるへからむ。右の出雲建雄神南門内と云れり。なほよく考へし。

是後以稻田宮主簀狹之八箇耳生兒。真髮觸奇稻田姫。遷置於出雲國數川上而長養焉。然後素戔嗚尊以爲妃。而所生兒之六世孫。是曰大己貴命。

真髮觸奇稻田姫。真髮觸し久志と云む發語なり。真は髮を稱たる言。櫛は髮は觸るものなれり。如此冠らむ。かの薦枕高皇產靈神。天疎向津比賣命。なごの如く。神名も發語をおく。上代の文はさまふ。さて姫字。本は媛と作るを

今永享本は因て改めたり。○遷置於出雲云々。馬上二水考証。かた可愛川源なる葛野山は。仁多能義二郡の堺は在て。東南ハ馬上峯と麓相ちかし。是を以て。伊志尾川即可愛川の源の。馬上峯に遠からざるをこるへ。故奇稻田姫を可愛川上より。簸河上へ遷し置て。長養し給ひし。其堺の近と接けるか故なり。とあるか如く。重胤云。此は鳥髮地にて。女神を生るか其より稻田宮へ移せる事を云と所見たり。正書に。行覓將婚之處。遂到出雲之清地。云々建東北一十九里。一百八十歩とあれども。簸川も當郡斐伊郷を經る。就て名る所なれば。唯大凡云時は。川上と云て連へる地理。非れはなり。風土記出雲郡云々。入神門水海。此則所謂斐伊河下也。云々此を以て見る時は。其出雲郡に至りて。斐伊河下なれり。其對へて出雲郡より上方ハ。何れも河上なること。云も更なりかして云る此説ハ如何あらん。さて此一書大蛇を斬給へる後に。八耳の生る稻田姫を長養し。妃として。兒生給へるとある。始より云るか如く。誤れる傳なるへし。○爲妃。妃字をミメと訓る。御妻の義にて。正妃をムカヒメと訓る對なり。妃は紀中正妃。次妃。庶妃。など書別されと。それハ皇代紀此事なり。神代の御事ハ。後の例とも全く合せたけり。後の定を以て云かたし。此稱子の事ハ神武

紀<sub>ニ</sub>付て、されハ重胤也。此<sub>ニ</sub>奇稻田媛命<sub>ハ</sub>御事を爲<sub>シ</sub>妃<sub>ト</sub>有<sub>リ</sub>たれ<sub>ト</sub>て。後の妃  
夫人<sub>ハ</sub>倫<sub>ニ</sub>て<sub>ハ</sub>い<sub>ハ</sub>か、御在<sub>シ</sub>坐<sub>ス</sub>此<sub>ニ</sub>大神<sub>ハ</sub>幸<sub>レ</sub>奉<sub>ル</sub>る<sub>ニ</sub>女神<sub>モ</sub>。猶<sub>モ</sub>此<sub>ニ</sub>餘<sub>モ</sub>も御  
在<sub>シ</sub>坐<sub>ス</sub>れ<sub>ト</sub>も。實<sub>ニ</sub>の嫡<sub>ノ</sub>后<sub>ト</sub>申<sub>ス</sub>奉<sub>ル</sub>る<sub>ハ</sub>。此<sub>ニ</sub>女神<sub>ハ</sub>渡<sub>ラ</sub>せ給<sub>フ</sub>御事<sub>ト</sub>申<sub>ス</sub>も更<sub>ニ</sub>な<sub>ラ</sub>ず<sub>カ</sub>  
し。式<sub>意</sub>宇<sub>郡</sub>熊<sub>野</sub>坐<sub>神</sub>坐<sub>大</sub><sub>名</sub>神<sub>ト</sub>ある。其<sub>ニ</sub>並<sub>ビ</sub>前<sub>ノ</sub>神<sub>社</sub>と<sub>テ</sub>御<sub>在</sub>し坐<sub>な</sub>ん。  
此<sub>ニ</sub>女神<sub>ハ</sub>渡<sub>ラ</sub>せ給<sub>フ</sub>へ<sub>ト</sub>なん有<sub>リ</sub>ければ。後<sub>ノ</sub>事<sub>ヲ</sub>以<sub>テ</sub>申<sub>ス</sub>む<sub>ハ</sub>謂<sub>ユ</sub>る<sub>正</sub>妃<sub>ト</sub>坐<sub>し</sub>  
し。又<sub>ニ</sub>皇后<sub>ト</sub>て渡<sub>ラ</sub>せ玉<sub>ふ</sub>御<sub>事</sub>。今<sub>更</sub>申<sub>ス</sub>む<sub>モ</sub>事<sub>舊</sub>なり<sub>ト</sub>云<sub>レ</sub>たり<sub>〇</sub>六<sub>世</sub>  
孫<sub>一</sub>書<sub>また</sub>記<sub>して</sub>は、素<sub>戔</sub>鳴<sub>尊</sub>六<sub>世</sub>孫<sub>なる</sub>を、此<sub>ニ</sub>所<sub>生</sub>兒<sub>之</sub>六<sub>世</sub>孫<sub>ト</sub>ある<sub>ハ</sub>  
一<sub>世</sub>の異<sub>あり</sub>。され<sub>ハ</sub>山<sub>陰</sub>。古<sub>書</sub>は世<sub>嗣</sub>の數<sub>を</sub>い<sub>ふ</sub>。其<sub>身</sub>よ<sub>リ</sub>其<sub>身</sub>まで、計<sub>へ</sub>  
たる<sub>も</sub>あれ<sub>ハ</sub>。兒<sub>之</sub>六<sub>世</sub>孫<sub>ト</sub>云<sub>ル</sub>も。同<sub>シ</sub>こと<sub>も</sub>ある<sub>ハ</sub>し。と云<sub>レ</sub>たる<sub>言</sub>な  
り。其<sub>心</sub>て見<sub>る</sub>へ<sub>し</sub>

日本書紀通釋卷之十二

飯田武辨謹撰

一書曰。素<sub>戔</sub>鳴<sub>尊</sub>欲<sub>シ</sub>幸<sub>ク</sub>奇<sub>稻田</sub>姫<sub>而</sub>乞<sub>フ</sub>之<sub>ヲ</sub>。脚<sub>摩</sub>乳<sub>手</sub>摩<sub>乳</sub>  
對<sub>曰</sub>。請<sub>先</sub>殺<sub>彼</sub>蛇<sub>。然</sub>後<sub>幸</sub>者<sub>宜</sub>也<sub>。彼</sub>大<sub>蛇</sub>每<sub>頭</sub>各<sub>有</sub>石<sub>松</sub>。  
兩<sub>脇</sub>有<sub>山</sub>。甚<sub>可</sub>畏<sub>矣</sub>。將<sub>何</sub>以<sub>殺</sub>之<sub>。素</sub>戔<sub>鳴</sub>尊<sub>乃</sub>計<sub>釀</sub>毒<sub>酒</sub>  
以<sub>飲</sub>之<sub>。蛇</sub>醉<sub>而</sub>睡<sub>。素</sub>戔<sub>鳴</sub>尊<sub>乃</sub>以<sub>蛇</sub>韓<sub>鋤</sub>之<sub>劍</sub>。斬<sub>頭</sub>斬<sub>腹</sub>。  
其<sub>斬</sub>尾<sub>之</sub>時<sub>。劍</sub>刃<sub>少</sub>缺<sub>。</sub>

姫<sub>本</sub>媛<sub>と</sub>あり。今<sub>永</sub>享<sub>本</sub>に從<sub>ふ</sub>。先<sub>殺</sub>彼<sub>蛇</sub>云<sub>々</sub>。此<sub>上</sub>ハ八<sub>岐</sub>大<sub>蛇</sub>の生<sub>子</sub>  
を吞<sub>つ</sub>る<sub>こと</sub>を略<sub>ける</sub>あり。重胤云。此<sub>よ</sub>て<sub>ハ</sub>。彼<sub>二</sub>神<sub>より</sub>。大<sub>蛇</sub>を退<sub>治</sub>させ玉<sub>へ</sub>

らむ事を請奉れる赴きて。第二一書は。吾當爲汝殺蛇とありて。大神の御方より。進め詔玉へるに異なり。今何れの宜けんを考る。正書ふる二神は言ふ所<sub>ニ</sub>以哭者。往時吾兒有八箇少女。毎生爲八岐大蛇所<sub>ニ</sub>吞。云々故以哀傷とありて。其大蛇は及絶たる事<sub>ト</sub>して。手を束ねて。唯泣は哭居たるなり。素戔鳴尊勅曰。若然者當以女奉<sub>ニ</sub>吾耶。とあるは。此女をたゞ吾は奉らば。其因を以て。大蛇を退治させ玉はんと云意を。合め玉へる御言なり。次は對曰。隨勅奉矣と見えたる。此所の文。事の略は過ぎたるへし。記は恐亦不覺御名。爾答詔。吾者天照大御神之伊呂勢者云々。白然坐者恐奉とある。此は唯其女神を奉るのみ。御對は非るへし。其故は第二一書は見えたる如く。汝の爲は。蛇を殺してむと詔へる物の。其老夫婦の心は。如何危ふみ奉らざらん。其女神を乞玉ふ就て。御名を問奉れるは甚も可畏。此大神は御在坐は。必定其大蛇を退治させ玉ふへき御事を心は知て。應へ奉れるものありけらし。然れは此と其とい。

實は異なる傳の如しと雖。甚くことを約めたるものと見ゆれ。然のみ難と云まじきや。と云り。○幸者。又云。此よては已は嫁玉ふへき程。長ならせ玉へる赴たり。第二一書は。此と異て。其大蛇の事を。語申せる頃問は。未有身せる時の事ふる。餘りふるを。此よては又其長ふるは過たり。正書は。少童と有て。大神の往々后と爲させ玉はん御心坐は依て。其父母は乞玉へりけれ。未婚の御事ふ。此よては思ほし寄せ玉はりつる者なれ。甚正實は協へる者也。此も其有意は有ふら。文を簡は物爲られたる故。然る細かなる事よては。行巨らぬか如くは見ゆめる。と云り。○宜也。記傳云。余祢牟。余加良牟と云。同て。古は此格いと多かり。今京はなりもまあり。御看は。何よけん。また涙の龍とあり。○石松。石秀は生たる松をいふ。石と松と。二箇は非す。○兩脇有山。蛇は脇とは。いかにふる様なれ。此蛇は尋常のこは異て。さばかりの大蛇ふる。頭ハ。尾ハ。さへあれ。脇といふへき所も。ありし。重胤云。正書は。延於八丘八谷之間。と書されたるを以て。其長さを度る。へく。此は兩脇有山とあるを以て。其幅さを恐ふへく。又此は二神の其状



を語りて甚可畏と申し、尊の其大蛇は對ひて汝、是、可畏之神、と勅玉へを以て、實は非常なる蛇蛇なりけん事を思ふへくなんありける。と云り。○毒酒、平田翁云、諸の菓を以て、八塩折は醸たる酒を、猶毒と酔ふへとつくり玉ひけん、と云り。重胤云、此毒酒は、酒を醸し玉ふことを、私記は、問何故、必用菓醸酒哉、答是取集惡味、毒菓、而醸之。以其醉人尤甚之故也、と見えたる。惡味、毒菓と云は、後人の此一書は合せ云る推量として、始らざる然る毒物を以て製らせ給ふは非すと雖、其酒を以、度々造返せるの故也。右は其醉人尤甚と云ふ。八醞の耐酒こそは成れるなりけり。本より其毒は中りて、自斃るゝを待せ玉ふは非す、其酔て睡れるを伺ひて、屠殺せ玉はむことの神策にて御在しますこと、諸の傳々を参考ふれば、甚著明かりけり。と云り。○蛇韓鋤之劍、名義上の一書に云り、そこよ云る如く、鋤は推古紀は、多智奈羅磨句禮能磨差私記は、吳、真、鋤、良、比、鋤之名也、と云り、とよと玉へる。大御歌の差比比と同じかるへし記傳は、佐比は物を截、斷、貌を云る言にて、須加比の切まりたるよて、かの須加流劍布都、御

置など云類の稱よあらむとて、佐比は、鋤字を作る、和名抄農耕具に、鐮、鋤、屬也。漢語抄云、佐比都惠とあれは、鋤をも佐比と云しよと云り。なほ考へし釋は、私記曰、問韓鋤之意如何、答、其形似鋤、故名之、今世之須岐地、先師說云、加良、須岐、和名加良須岐、壑、田器也、あるこれなり、纂疏も此を以て、韓鋤、猶言犁也、鋤、形類犁、而新、蛇故曰、蛇韓鋤、と云り、按に鋤、似たるも犁、似たるも、カラスキとこそ云へきよ、カラスキと云よは、故由外、必あるへきなり、さて又天武紀は、小子部鋤鉤と云人、名もみゆ、又齊明紀は、勝振鉤、此云、伊浮犁婆陸、とある、此は佐比を佐間と、通はし云り、と見ゆ、なほ神武紀なる、鋤持神の下よ云るをも、考へ合すへし。○斬腹其斬尾、山陰云腹の下よ、斬尾の二字あるへし。もし此二字なく、其字に至よふへし、と云り、さる言なり。

故裂尾而看之、即別有一劍焉、名爲草薙劍、此劍昔在素戔嗚尊許、今在於尾張國也、其素戔嗚尊、斷蛇之劍、今在吉備神部許也、其斬大蛇之地、則出雲、簸之川上山是也。

看之。本之字ふし。今永享本永正本鎌倉本は依て補ふ○昔在素戔嗚尊許。この事も。既よ上よいひつ○在於尾張國永享本北野本於字なし○斷蛇古今顯注所引本斷を斬る作り○吉備神部ハ。式備前國赤坂郡石上布都之魂神社これなり。神部ハ本はカムトモノヲと訓たれども。かゝる稱有し事古書よ見えカムヘと訓て解かば重胤云。中臣などの祭祀は預り。仕奉る氏人ハ更なり。忌部以下神事は就供作ら氏々を。廣く云稱なるを。令の御定出來りてハ。神祇の被官に。神部三十人と被定てり。又其供作る諸氏の人をも。其部は猶任れ奉る事ふりしを。已に大同の頃ハ。中臣忌部等の二三氏は成り。貞觀延喜の頃と成てハ。僅は中臣忌部の二氏と。限る事とハ成りたる者也けり。然れハ纂疏ハ。神部者掌神事而有其黨也。と注されたるハ。猶足らぬ心ちをす。大抵神部と祝部とは似たる者にして同じく神祇の官人として。朝廷は在て。諸社の事を行ふ者。祝部は諸社に在て。朝廷の神事を行ふものなりと云れたり。されど神部。許このことハ。さたかならず。故按よ。古今顯注よ引るハ。在神祝部許とあり。此は聊宜

しきを尚考るよ。本は神部とある神字ハ。祝字の寫誤よて。本はたハ祝部とあり。一ハハあらざるハ。顯注ハ祝部と神部と寫誤りし本ハ。また本のまゝなる。祝部とあるれは依て。かハ。本を以て。校合せなとせしを。また寫す時ハ。神祝部とせし本ありて。そしよても有へし。さて吉備祝部とする時ハ。上の熱田祝部と同一祝部ハ其職の尸はなれるよて。ことごとく通えたり。なほよく考へし。さて此社は神劔の在し事。上は記傳の説を引て云り。吉備を。山陰は類聚國史ハ寸箴とあり。釋又纂疏ハ。或本ハと云り。されど國生の段に。既く。然ある由見えたり。然れハ吉備とハ。後ハの改めたるへし。吉備とあれば。類は定めかたし。○其斬大蛇之地則。本ハ此七字脱たり。葦牙云。此七字ハ。故翁ハ本ハ。御本校正本と云ふ本に。此七字ありて。義明らけし。とあり。百樹ハ本ハ。春日所藏の古本とあり。通証も。しか見ゆ。必あるへき文あれば。今補ふ○出雲簸之川上山是也。重胤云。纂疏ハ所斬之蛇化之也。上云蛇。兩脇有二山。蓋即此山乎。と云る説ハ。文を活かせ。句を機かせ給へるものよして。千古の卓説ふりと云り。然るへし。

一書曰。素戔嗚尊所行無狀。故諸神科以千座置戸。而遂

逐之。是時素戔嗚尊帥其子五十猛神。降<sub>ニ</sub>到<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>新羅國<sub>ニ</sub>居<sub>ニ</sub>曾尸<sub>ニ</sub>茂梨<sub>ニ</sub>之處<sub>ニ</sub>。乃興言曰。此地吾不欲<sub>レ</sub>居。遂以埴土作舟<sub>ニ</sub>乘<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>東渡<sub>ニ</sub>。

素戔嗚尊の御天降は。前後兩度ありたりしよしは。此まで其處々云置り。然るは此一書は。素戔嗚尊其御子五十猛神。共天降らせ御在坐ける。前後の御事の混同成れるから。其差異の所見難きなめり。今又次々辨ふべし。○五十猛神の御名の訓。本はイソタケルとあれど。神祇本源引る。大宗秘府略記は伊猛命とあるよて定むべし。諸五十は。八十ふと。同く美稱か。平田翁は。出雲國仁多郡。伊我多氣神社とある。此を折築大社記は。伊我多氣大明神は。五十猛神是なりとあり。されは伊は緩の省語なるかと云り。猛は。神武紀は景帥此云多稽屢と注され。崇神紀は伊頭毛多鷄流。景行紀は。日本武尊など例いと多し。重胤云。此五十猛神と申すは。御父大神は相亞て。武く強き

御稜威ふん御在坐す大神は渡らせ玉ひける。然るは國土の初はし。ちとやふる荒振神ふん多在のへき世中なるへかめれ。然はかりの御威力の。太高と御在坐すは非ずして。大八洲を盡くす青山と成一玉ひ。又御名を韓國伊太氏神とも申奉る御有功なり。武鄉云。出雲國意宇郡玉作湯神社。同社坐韓國伊太氏神社。平太氏神社蓋此神也と云り。尚式は右の外はも諸國もあまたあり。並々の神にして。え物せさせ玉ふましき御事なるを想像り奉るへふん有ける。古事記は見えたる。大穴牟遲神の。八十神の爲は。窘められ玉へる時。此大神の武勇を頼り。參らせ玉へる事あるをも。思合すへくなん有ける。と云り。此事。大穴牟遲神の御母神の。速達於本國之。さて此神は。素戔嗚尊の天上まゝ坐し間。生し御子ふるへし。始天上より昇り坐る時など。帥て就て重胤記に。舊事紀異本に。服狹雄尊取。萬魂分姫(神皇產靈尊女)生兒五十猛命。妹大屋媛命。次振津媛命と云る文ある。萬魂分姫は。長寬勘文。初天地本紀云。伊謝那支尊娶。惠乃女。命。生兒大夜乃女命。次足夜乃女命。次若夜女命三神云。是此大夜女命。熊野大御后坐云々とある。大夜女命と神と聞ゆれば。其上天にお在坐し間。娶玉へるを其後神をも御子神をも併せて此時率て天降り玉へるなり。と云り。さて。大宗秘府略記に。韓神舊事紀異本と云もの何は出たりや知らずよく考へし。

者伊猛命号韓神曾保利神。また内侍所御神樂式は韓神之事素盞鳴尊子也。このあるは據て平田翁云此神を古事記は歳神の御子とあるに。此式は素盞雄命の御子とある事いと珍たし。正しき傳也。太宗秘府略記の傳と合せ考へて韓神曾富理神と申すは。五十猛神なる事を辨ふべし。大倭神社注進狀は。韓神者大己貴命少彦名命也。兩神經營天下。爲顯見蒼生。則定其療病之方。或抄云。大己貴命少彦名命神記曰。昔造葦原中國。訖去往東海。今爲濟民更亦來歸。因以号兩神云韓神歟。古語外國云韓也。と云へるも然る説は聞ゆれども。尚秘府略記の説は據へて所思ゆる。と云れたり此は尚よ考へし。

○新羅は。出雲風土記は栲余志羅紀乃三埜。萬葉十五は。新羅奇など所見たれは。志羅紀の紀。字清て訓へきふり。されど古書ともは。紀字省きて。記るもおほし。此國。崇神紀は。鷄林とも書り。重胤云。上章第三一書は。素戔鳴尊を逐奉らし。諸神の語は。故不可往天上。亦不可居於葦原中國。云々乃共逐降去。と有る。此時は

其韓地とへよ。未だ國形を成さざり志程の事ふれは。か云て。大地は住玉ふを禁止め奉りて。其地下に在る。黄泉を逐奉れるなり。然るは其續さ。此大神の天降坐。一時衆神同は距きて。留休め奉らざりしか。其時なん韓地には流離はれ御在坐したるを。其地は距き奉る神も非り。故は遂は曾尸茂梨之處は御在々一著せ玉ひけり。此時漸に。此地の出来初たりし證は。此大神を建邦之神と申し。此事欽明紀十 五十猛神を。韓國伊太氏神と申すにて。著明き事なり。若此より以前は。彼國の全整たらんは。建邦と云事は。徒事は非ずや。と云ふは。説なる。さて新羅の建國また新羅王の始祖ふこの事ハ神功紀云へ

し。○曾尸茂梨之處は。口訣は。荒芒地猶云齋宮之國。纂疏に。在新羅之地名。或説は。新羅國之邑名。などあれども。今詳ふらざるなり。重胤云。此曾尸茂梨の事は。就て。度會延佳説は。按和名抄高麗樂曲。有蘇志摩梨。疑其地風俗之歌曲乎。といひ。通証は。見林曰。高麗曲有迴庭樂。蓋素戔鳴尊所作

樂也。遺音載在仁智要錄。今按曾閱其舞圖。著葦笠以屈折。蓋摸素  
 尊流雜辛苦之体也。武鄉云。この事白石雜考の中。樂考も。蘇志摩利統秋云。一説此  
 曲を廻庭樂といふとも見えたり。按する。此曲舞人の葦笠よ  
 て舞ふとみゆ。進雄尊。衆人。逐はれて。青草を束て。葦笠を爲て。新羅。至  
 り。曾尸茂梨の處。居玉。事。國史。出づ。此事を象り。舞なるへしとあり。と云る。然る  
 説。西大寺資財流記帳高麗樂具の中。蘇志摩利縣笠二蓋。各皂。羅衣。とある  
 縣字は通用。懸笠ふらんと。先。思ひし。猶字の任。縣笠。田  
 舎人の用ぬる。下品の笠と云意なるへ。羅衣シヤロウイと云も。甚と襜褕チヤウキウき御有狀  
 を摸し象れる者と所見たり。此等の事を思ふも。此大神の五十猛神を即て。  
 此大八洲國。降り玉ひ。後。彼土。到らせ玉へる。違ひあるま。き者なりけ  
 り。上章第三一書。乃共逐降去。于時霖也。素戔嗚尊云々辛苦降矣とある  
 時の御事なるを。辨ふへふん有ける。と云。○此地吾不欲居。又云。彼國を建  
 させ玉へれ共。居玉ふ事を願は。からす。所思せる。此。其住玉ふべき地を。更  
 る見めさせ玉ひむとなり。此は上章一書に。諸神の不可居於草原中國。と申

せり。不可居の語。對へたる御興言なり。然る先。其行狀。無狀かり  
 の故。不可住天上。不可居草原中國。とオキキ決定められしを以て。天降らせ  
 玉ひても。彼解除は依て。其御心に清明ら。成らせ玉へる上は。其逐奉れる  
 諸神も。何の憚らせ玉ふ御事か。おは。成させ玉へる。御言擧なる御事。即上興言曰。  
 住はせおはし。成させ玉へる。御言擧なる御事。即上興言曰。  
 と有を以て。伺ひ知へき者なりか。と云り。○以埴土作舟。平田翁云。埴土を  
 以て。御舟を作たまへるよしなり。是。準へて。按へ。彼磐船と云しも。決めて同  
 一製り。埴以て作れるか。磐と化れる物と思はる。然る諸國は神世の石舟  
 と。稱ひ傳ふる物れ多かるか。皆本。石をもて。作れる物。見え。埴もて作れ  
 るか。石に化れる狀。見ゆ。と云へ。か。かくて。後。軒築大社記を見れば。大社の西方。  
 を作りて。乘渡らせりし舟の石と。鶴山の麓。天磐船あり。此は須佐之男命の埴  
 化れる也。埴結回らして有。と云り。○東渡。又云。新羅國は皇國より西。在る故  
 也。彼國より皇國。渡り坐るを。東渡と云也。と云り。さて重胤云。東渡より直

よ次の到出雲國簸川上所在鳥上之峯。文の續之所なれども。已論定めた  
 るか如く。必此間に其頃の事迹の文有つらむを。亡いたりける者ならし。されば此  
 東渡と云は。下文よみえざる如く。韓地より筑紫を渡り御在坐て。東方紀伊國  
 よ。始て到着せさせおはし坐けるよて。次一書よ。素戔嗚尊曰。韓郷之島是有  
 金銀。云々乃拔鬚髯散之。即成杉。又拔散胸毛。是成檜。尻毛是成披肩。  
 毛是成櫟樟。已而定其當用云々。夫須噉八十木種皆能播生と有る。此  
 此凡大八洲國之内莫不播殖而成青山馬とあるも。一時の御事よして  
 此二柱神共よ先よ天降らせおはし坐ける程に御事是なり。此よ繼て上章第  
 三一書よ。是後素戔嗚尊曰。諸神逐我。我今當永去云々。於是素戔嗚尊  
 白曰神曰。吾所以昇來者。衆神逐我以根國。今當就去。若不與姉相見。  
 終不能忍離。故實以清心。復上來耳云々。已而復還降焉。とある此文よて。  
 先よ天上より逐はれて。葦原中國よ天降玉ひ。又國內の衆神よ距かれて。新羅

國よ到。著せ玉ひさか。更よ興言して。東方筑紫よ歸渡らせおはし坐て。大八  
 洲國を盡し青山と成給ひ。天神の御子の御為よ。外國々をも。歸せ奉り玉ふ  
 へき事共をも。成。捉てさせ給ひて。今度は實よ。永き御辭見を申させ玉ひ。先よ  
 生坐る五男神をも奉らせ玉ひ。三女神をも賜はりて。出雲國よ天降らせ玉へる。  
 前度後度の御次序。分明しき御事也ければ。是を以て。此よ乘之東渡と云よ  
 り以下よ。右等の事實を約たる傳のありつらんを。いかにしてか。脱たりし者也。  
 とは定めて云事よて有けり。と云れたる。實よ委しき考なりか。上よも條々云る  
 し。事あり考へ合す

到出雲國簸川上所在鳥上之峯。時彼地有吞人大蛇。素  
 戔嗚尊乃以天蠅斫之劍。斬彼大蛇。時斬蛇尾。而刃缺。即  
 擘而視之。尾中有一神劍。素戔嗚尊曰。此不可以吾私用

也。乃遣五世孫天菩根神上奉於天此今所謂草薙劍矣。

鳥上之峯。記曰降出雲國之肥河上在鳥上地。其地風土記。仁多郡鳥上山郡家東南卅五里。伯耆與出雲之界。解云鳥上。横田郷竹崎村の山。世は船通山といふ。鈔曰鳥上室原の間を越れ。伯耆國日野郡多里村に出なほ本書鏡川の下に引る文合せ見るへし。記傳も。此山今俗は船通山といふ。此山の東は室原山あり。其間を越れ。伯耆國日野郡に至る。とあり。さて新羅より直に渡り在る地を。此は鳥上之峰とある事のよし。既云云るか如し。○天蠅所之劍北野本之字ふし名義葦牙。劍の利を云ふ。後世はも髭切某切なといふ名あり。と云り。釋は私記曰此尤利劍也若蠅止于刃上即自斫此鏡鋒之甚也。さらるを拾遺。天十握劍。其名天羽々斬。云々古語大蛇謂之羽々。言斬蛇也。とあり。按は源君美の南島志。琉球方言。大蛇を羽々と云。古語の遺れるなりと云。田中頼庸云。蠅

は借字よ。波倍と蛇を云ふ。今は南洋の大島まで。蝮蛇を波布と唱ふる。古言の遺れる也。此毒虫は打れて。死る人多くあり。又其一名を麻志物と云り。爾雅。蝮の害を注して。其蝮特出南方とある。我南島の蝮と同類や。又波々と云も。同言なる事。拾遺云云るか如し。但蠅所も。江家訓。武郷云。天明本波々支利とあるを思へ。古は互に通ハ云る事著し。されは蠅所。此劍を以て大蛇を斬玉へる故。自ら其名とは成ける物あり。と云り。なほよく考へし。○私用。私問本は私ニモチ井ル云々。とあり。さて用の假字は。一段活用よてモチ井モチ井なり。り。言義は持率よて。引率など。同じきなり。この事も。田中氏委く考記せるものあり。重胤云。用字ハ所持字の義。見へきなり。熱田縁起。何敢私秘藏乎。と有以て考へきなり。記曰故取此太刀。思異物。而白上於天照大御神也。とあるか如く。此神劍の靈異を。神異とむらほして。御自私の物として。使用させ給はず。奉らせ玉ひけるよて。豫め大神の御許に置せ玉ひて。天孫に天璽として。授玉へらむ御所置を。仰奉らせ玉ふ御心よむはしましけん。と云。○五世孫。此

世數の御名とも。上よ記を引出せ。○天葦根神本天、下之、字あり、永記本口訣本、元、依る美豆奴神須佐之男命娶布怒豆怒神之女布帝耳神此神の御名の意も事生子跡も共、詳かならず天之冬衣神フユキヌあり。冬衣神葦根神同神なり。通証、延佳曰、葦根神古事記所謂冬衣神、今按、冬衣與、普通振助語、猶、屋振軒振之稱也。平田翁云、名義ハ、須佐男命此神を遣して、彼靈劍を天上に奉給へるを以考るる師説の如く、劍も由けむ。其布由は、應神段は吉野之國主も、大雀命の御刀を稱美申せる歌は、母登都流藝須惠布由モトツルキエヌエフユあり。此は本劍末モトツルキエヌ振なりフルをフユと云は、ラレをラエと云ふ類ひの音便なるへきか、布由を振なりと云由ハ、まつ振は布久と云こと。古事記は十拳劍を、後手シラヘテ布伎都々フキツツあるを、紀は背揮シラヘテ、ヒキと書れ。冬衣神をも、葦根神とも申せ。布久を布由とも云て、共は布流フユ同し言ふり。伎奴ハ君主なるへきと云り。されど此神素戔嗚尊の五世孫と云事ハ、甚疑ききよきありて、既に通証は宗因曰、素尊何待來孫。而後奉<sub>二</sub>上神劍<sub>一</sub>と云へる説もあれど、考ふべきよしあり。○遺紀中マタスとも。タチマタス。とも訓り、尊き處へ使を奉り。或は物を進獻るをいふなり。記傳は、麻院須と云言は、万葉十五は、麻都里太須、可多美乃母能乎カタミノモノナハとあれは、麻都理院須の省言なるへし。とありて、たほ類聚國史續後紀、三代實錄等、其它に見えたる例ともを引れり。此詞後世には、あまり見當らぬを、高光家集も、たきよの衛門督タキヨノヱモンクとせちよたてまたし玉ふは、薰物カウハかうハしうあはすとて、云々とあり。めつらし。○上奉於天、日御崎兩本社記は、天葦根命。當社司檢校、遠祖也。從此命、至當檢校。而代々神脉相續、而每歲十二月除夜、詣于天一山。而奉劍之祭祀。於于今、無懈怠。縱雖<sub>二</sub>洪雨甚雪<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>露<sub>二</sub>一點<sub>一</sub>、秘砂之神事也。故一子相傳、而雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>同氏<sub>一</sub>、不能<sub>レ</sub>窺<sub>二</sub>之者也<sub>一</sub>。とあり、決て古傳なるへとおほゆ。この事通證にも、按出雲郡出雲郷、日御崎神社、每歲除夜有神劍奉<sub>二</sub>天神<sub>一</sub>事。古來檢校職外、不<sub>レ</sub>傳<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。他人、葦根神乃檢校之始也とも。玉木氏曰、日御崎社所祭日神素尊也。山上有<sub>二</sub>壇所<sub>一</sub>。除夜檢校奉<sub>二</sub>神勅<sub>一</sub>。夜半進至<sub>二</sub>壇所<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>神劍奉<sub>一</sub>天之儀。黎明下山。至今無<sub>レ</sub>絶。など記されたり。とあり。決て古傳なるへとおほゆ。



初五十猛神天降之時。多將樹種而下。然不殖韓地。盡以持歸。遂始自筑紫。凡大八洲國之内。莫不播殖而成。青山焉。所以稱五十猛神。為有功之神。即紀伊國所坐大神是也。

初五十猛神云々。重胤云。此は上文の緯（緯）にて。大蛇を切り。劍を得させ玉ひ。天神（天神）經（經）は。即右。是時素戔嗚尊帥其子五十猛神。降（降）到於新羅國。と有る。其御時の事。渡らせ玉へる。既云。初之言謂前。此進雄尊天降之時。相挈其子五十猛神。而來至也。と注させ玉へり。若て此多將樹種下云々あり。下字。上降。到於新羅國。とある應き。次は謂ゆる大八洲國。初て天降らせ玉へる御事を申し。又其韓地と云は。後渡

到らせ御在し坐けり。其新羅國を云なり。右云る如く。其降。到。字は。降。於。大八洲國。而到。於新羅國。と云意なる事。此持歸字。知られたり。と云。○多將樹種而下。は。纂疏。樹種可。樹藝。艸木之種子也。諸穀諸菜。諸菓實桑麻等。在此中。蓋備。饑寒衣食之用。器財之用。下所謂官舍等。是也。あり。平田翁云。抑木艸は。國土の成れる。も。に。芦桃などの如く。生たるも在れど。中。止事なき木草。種は。悉く天御國に在けむを。此時將降。して殖給へる。より。世。無。叶。は。種々の木草の。生茂れる事。知られり。とあり。○不殖韓地云々。韓地。は。西。ある。國々を總て云へり。通証。見林曰。崇神天皇之世。大加羅國王之子。都怒我阿羅斯等來。此外夷歸化之始也。故韓地。為。迦羅國。と云。記傳も。加羅國といふは。任那の舊名。西方諸外國の大名とありて。三韓をも漢國をも。みな加羅と云ふり。さて任那十國の中。の。加羅國は。任那の内。舊名を殘。なる一國。して。神功卷よりして。次々

よも見えたり。と云り。されど。重胤云。韓地も次の一書。素戔嗚尊曰。韓地之  
 島是有金銀云々。と詔玉へるも。此國は御在坐し間の御言より有ければ。當  
 昔已も然る稱有し事をも知へ。又此五十猛神をば。韓國伊太氏神とも申  
 し。武鄉云五十猛神を韓國伊太氏神と申す事は。神功皇  
 后の御世よりの事なり。神代よりの事なはあらず。古事記も。韓神と申す御名  
 の御在坐も。神代よりの御事なる。などを思合する。彼韓名を取れるよは非ず  
 て。我が神代よりの。古名なる事云も更なる事也かし。備垂仁紀も。意富加  
 羅國とある。意富はもとより。大字の義ふれば。朝鮮の地方を總て。韓地と云  
 けるを。右は外國より歸伏奉る始なりし故。殊更も意富の言を。當昔も稱  
 させ玉へりし者也。故神功紀も。三韓の稱有り。海西諸韓の言ありて。終るは万  
 國の稱呼と成れる者なりけり。と云れたる如くなる。とて不殖。韓國にて持  
 歸とは幽深さ致有へし。平田翁云。かの國々は直よか。生藝では。要を成ざる  
 本草共は。生茂るましき。土性ふる事を知看して。持歸り玉へるふるへし。  
 記よ。風土

天。壁立。廻り坐るとある事は。全かゝる事の由こそありける。とて外國々も多かる本草ともは。此後大汝小汝  
 神の。彼國々を造營玉ふ時。土性も相應ふべき本草ともを。殖布し給へるも  
 有へ。又二柱神は。國巡り玉へる時。出雲國多瀨里。稻種の墮たる事。又  
 西戎よても。神農と云ける玉の時。天より粟の降たるを。殖付たりとも。云傳  
 ふる事なごの。あるは合せて思へは。天津神の種を降し玉ひけむ。知へからず。今  
 種々の種の。空より降る事はあることなり。と云れり。○盡以持歸と有は盡以持往せ玉ひし御事の。  
 御在し坐ける文を。略かれし證よて。其出立て。往渡らせ玉り。本土は。即此  
 大八洲國ふつけられたり。と重胤云り。○始自筑紫は。韓地より直よ。筑紫は歸  
 渡らせ玉ひ。打置す。其地より始て物せさせ玉へる由なり。口訣も。肥前國  
 西南沖有五十猛島と云る。是ふん其始て歸渡着せさせおはし坐ける地ふる  
 からよ。自然其神の御名を負奉られたるなるへき。谷重遠も。蓋彼神始下し手之  
 地歟。と云る。と有のへき。御事也かし。式筑前國御笠郡筑紫神社。名神とあ  
 大

る社の祭神を五十猛神ふりと。和爾雅に見えたり。此島より事始めて。大八島  
 國內。悉く樹種を生一給へん。此處も。御靈を鎮ふべき事そかし。此社の起る所などの事は。已に筑紫洲を 〇成青山。纂疏。進雄尊之暴行。嚮使<sup>カキ</sup>青山變枯  
 於<sup>レ</sup>是得<sup>レ</sup>青山也。とある其意よして。前よ素戔嗚尊の。泣枯し玉へる山々を。  
 悉く舊の如く。木種を播殖<sup>ホク</sup>て青山と成玉へる由あり。式常陸國那賀郡青山神社。青山村。祭神五十猛命。一名大屋彦命。とある。こゝよしあり 〇稱五十猛神。上よ二處ふから。神とあるを。本よ  
 此處よの命とある。いかに也。一本よ。これをも神とせる由。山陰よ云へり。今いそ  
 れ。従りて改めつ。〇稱。本よナツケテと訓れども。記傳よタ、ヘテと。訓れた  
 る然る事あり。重胤云。凡て御名を稱奉と云は。其本の御名御在坐の上。猶  
 殊更ふる御事。おほし坐す時よ當りて。其御功用の状を言を盡して。稱讚奉る  
 を云なり。然るを此よは。唯に稱字をナツケテと訓る。然る事も無よは非れども。其は尋常  
 の時こそあれ。斯る一節有る時は。殊よ其御徳を言舉して。稱奉れるなる。よ何  
 てか然 〇云れたるよ依れり。〇有功之神。平田翁云。今本よイサヲシ  
 ノ神と訓たれと師の伊佐

遠能神と訓れたるよ従ふへし。江家の点と云と加たる本  
 よハイサヲノカミと訓り然るハ類聚國史よ。伊  
 佐乎之久と見え。日本紀竟宴歌。伊佐衰志久。正しき道のおむかしと。ふと  
 ある故よ。伊佐衰志と云を。駢語と心得たるも有けふれと。志を活用し云詞よ  
 て。伊佐衰と云は本語なりける。其は同竟宴歌。得<sup>レ</sup>天總日命。艸木みな言止  
 よて。葦原の國へ立よ。夷裝<sup>イサ</sup>鳴<sup>ナリ</sup>なりけり。と詠て。其語書の中よ。あまのほひのみ  
 こころ。これかみのいさをなり。とあり。此ハ日本紀よ。余曰。天總日命。是神之際也。云々とあ  
 る文を。假名よ書たるよて。いさをなりハ際也。又當れ  
 際也と訓たり。此ハ後の訓よこそ 是を以て。伊佐衰能神と訓へき由を。辨ふへし。  
 言義け勇雄<sup>イサ</sup>ならむ。武鄉云。紀中功字幹字を。イサヲ。イサヲシ。イ  
 サミと訓み。猛幹をタケクイサヲシとも訓り。然るに。伊佐衰と  
 いふ語を。功字徳字などの義と思ひ。打任せて然言むこと。義ハ違へれど。既よ有功  
 字を。伊佐衰とも。伊佐衰之とも。駢言よ訓來つれハ功德など此字を然訓むも。  
 非とハ云わたり。と云り。さて此神を然稱奉たる意は。纂疏よ有功謂<sup>レ</sup>經營  
 之功。と注せるが如く。上にいへる。大八洲國之内。莫<sup>レ</sup>不播殖而成<sup>レ</sup>青山と

有ハ、唯樹種を播殖テ、青山と爲させ玉へるのみならず。此國土を美地と成玉へるなれば、自然は經營の御事と。成れるなり○紀伊國。名義木國なり。右の如く木種を分播玉ふ神の坐す故也。木國とい名けしなり。さて紀伊國は、四神出生章をばしめ。何處も然書されたるを。仁徳紀安閑紀より、たゞ紀國と有り。姓ふるハ、紀中悉くハ紀又紀臣。と作れたるを。孝徳紀ハ、木臣と作る。唯一所のみあり記ハ、何れ○所坐大神。式紀伊國名草郡伊太祁曾神社。名大月次相是ハ、文徳實錄嘉祥三年十月。伊太祁曾神は從五位下を授奉れるより。三代實錄元慶七年十二月。從四位上より坐るまゝ見えたり。當國の神名帳ハ、正一位勳八等伊太祁曾大神と見ゆ。伊太祁曾の曾ハ上ハ見えたり。有功の約なりと記傳ハ見ゆ。又扶桑略記延喜六年四月七日。授紀伊國從五位下伊太祁曾明神從五位上。とあるは別社なり。御社は南紀名勝志ハ、山東、庄伊太祈曾村の西北一里計あり。と云り。當國續風土記ハ、伊太祈曾村。口須佐村の東、三町餘ありて、村居散在せり。伊太祈曾神社。馬居の邊あるを以、小名宮之前と云。此地若山より野上へ出る街道なり。若山の東南二里ありて、驛の始とす。伊太祈曾大明神社。本社紀神五十猛命。左右脇宮。紀神大

屋都比賣神。都麻ヤテ紀伊國所坐大神とい。重胤云。記ハ木國之大屋毘古神都比賣神とあり。と有如くして。紀伊大神と申さむハ如し。持統天皇六年五月。伊勢、住吉、紀伊、大神と有り。木種を播殖させ玉へる神也。御在坐ハなり。又十二月。伊勢、住吉、紀伊、大神。大倭、菟名足。とあるも、其始父大神と共也。彼國ハ御在坐て、國を建させ給へり。由縁を以てふ。此を以て紀伊大神と申すハ、國号ハ所以と云ハ、此神ハおとします御事を。明らめ奉るハ、若て續紀ハ、大寶二年二月、分遷伊太祁曾、大屋都比賣、都麻都比賣三神社。と所見たれば、此程まで、一處ハ御在坐して。此紀に紀伊大神と書されたる是なれば、如此と三所ハ分れさせおはしませ玉へりける。然るを天武紀末馬元年に、天皇大御病ハ就て、七月奉下幣於居ニ紀伊國々懸神飛鳥社云々、とあるを引合せ。其御事と思ハ非なり。其國懸神ハ、一書ハ紀伊國所坐日、前神也。とも所見たる如く。日前又は國懸の御名を以て、書し分れたるを。此ハ唯ハ紀伊國所坐大神是也。と有からの。打任せて紀伊大神と申奉るハ、此三神の御事ハ限れる稱なる事を。明らむべきなり。諸家の説何れ

も其意と云れたり。さて新抄格勅符に、伊太祁曾神五十四戸。紀伊國加十  
 二戸とあり。和名抄郷名に、名草郡伊太祁曾、神戸と有る並ひて、須佐神  
 戸と云あり。本國神名帳に、謂ゆる止三位須佐大神と申すも、今口須佐村と  
 云はし坐て、此伊太祁曾は隣り。續風土記に、山東庄口須佐村須佐甲神社。祀  
 神須佐之男命、村の坤山の上あり。口奥須  
 佐二箇村の氏神なり。今伊太祁曾の社人、毎月社祭御酒備へ祭あり。と見えたり。按神  
 代五十猛命、出雲國より本國に渡り玉ひしより、其父神を在田郡須佐神社の地、鎮め奉  
 れるなるべし。故に上古より伊太祁曾社の社人、殊に尊信し、社領の事を奏聞せしよ  
 よりて、伊太祁曾の神戸と接して、此地は須佐神戸を定め玉へるなるべしとあり 此大  
 神を祭る社、式は見え、諸國といふ多し。なほ次の一書の下に、云る事ともあ  
 り。考合すべし

一書曰。素戔鳴尊曰。韓郷之島。是有金銀。若使吾兒所御  
 之國。不有浮寶者。末是往也。乃拔鬚髯散之。即成杉。又拔

散胸毛。是成檜。尻毛。是成椈。眉毛。是成椽。樟。

韓郷之島。此は新羅を宣へるなり。○金銀記傳云。金は万葉十八。久我禰と  
 あれど、和名抄に、古加禰とあるは依て訓へ。諸書にも常にも然のみ云れはな  
 り。名義は黄金なり。武郷云、本草和名  
 一伎賀稱とあり 黄を許と云は、木を木陰木末ふとの  
 時、許と云其格を銀は、和名抄之路加禰とあり。万葉五銀は金と玉も  
 何せむ。勝れる多可良子と及めども、古は皇國は金銀出さるり故に。  
 三韓の事を神功卷繼躰卷に、金銀之國。顯宗卷に、金銀蕃國。武烈卷に、  
 銀郷ふとあり。かくて其國服従てより、代々調物は、必金銀あり。大か用るひ  
 きのりの金銀。皆韓國より渡せるふり、と云り。かくて後、天武天皇三年は對馬  
 より白銀を貢り、聖武天皇二十一年は、陸奥より金を貢れるよし見えて、其  
 り次々、他國より、數多掘出せるよし。世々の書に見えたり。さるを韓國は、金銀  
 の出ることかへりて

今は乏し。さて重胤云仲哀天皇八年の神託金銀彩色多在<sub>ニ</sub>其國<sub>一</sub>云々。其國必自服矣。の出る基本。此は在る事なり。但し神代を去て。此御世に至りて。漸く此の結有て。始て金銀を寄奉玉へるより有へからず。吾兒所御之國。不有浮寶者。未是佳と詔へるを以見れば。打置のすして。直其浮寶を載て。彼國の金銀を令取給ひしふりけり。出雲風土記。島根郡加賀郷の古事。金弓以射時光加々明也。故云加々也。と有る更なり。神武紀に金色靈瑞ある。仲哀天皇より以前の事なる。當昔黄金と云物有けいふ。若己其黄金無らましかい。何を以て。然物の譬とて。傳ふる事を得たま。然れば彼土も酋長などの出來りしより。貢奉ることのありしふりと云れたる。さる言あり。○吾兒所御之國。纂疏は吾兒指吾勝尊。當主於此國也。とあるか如し。此時いまた皇御孫命は豊葦原中國を知看せとの御依る。なき間ふれ。當時天つ日嗣の御子と坐々て。後必天降坐へ。幽き由縁は既に定れる故。預まかひ詔へるものな

了。猶此事は四神出生章。また瑞珠盟約章。云る事共。考合すべし。

○浮寶。重胤云。海上は浮へて。物を運輸すを以て。寶と爲とせ玉へる由にて。寶は雅ひたる御事ふりか。崇神天皇十

七年詔に。船者天下之要用也。今海邊之民。由無船。甚苦步運。其令諸國。俾造船舶。とある大御言も。此に甚能似たる事あり。私記も。要用をムチツモノと有る。宗津物の謂て。此は浮寶と美稱へとせ玉へる。其寶の言。其義亦同一者也。纂疏は。浮寶言船也。舟浮于水也。と見ゆ。通証も。今按專指船而言。蓋韓國有金銀。則宜常往來。以資國用。故不可無船材之意也。此神功紀神教之起本。而所謂求財寶。國者是也。と云る。然る言なり。但浮寶を船財と當て云る。非るべし。其杉及楸樟を以て。造るたる船。即浮寶なり。第四一書。以植土作舟云々。と見えたるは。今度の御事なる。未り以前は。楸樟楸船と云物。本より絶て。世は有ましかりける理なるものを。楸此は不有浮寶云々と詔へるは。今植舟は。來渡らせ玉ふと雖。此は天地の間を。御心は任せて。往來給ふ。大神等の御上よこそは。左も右も來渡らせ給ふへか。めれ人間の用。非る事なるか故。此は於て。浮寶の事をも。かく思はし寄せ玉ふ御事なりけり。と云り。○

未是佳也。又云。此は佳からしむ詔へる。今現は不佳と云ふ非ず。將來に佳からましき事。係たる御言なる。未字をスと訓す。シと唱ふる。實は習ある訓ありける。然るは此の佳は。常は佳不佳と云ふ別にて。神武紀の利害を。ヨサアシサと訓る其にて。推古紀爲國有利。孝徳紀水陸之利とある。クホサの事にて。未是佳也。未是利也の義ある事あられたり。即彼に出来る所の財寶を此は令採て。民用は充させ玉む。大御心の御言に。ん。輕忽は見過し奉るべきは非ず。と云り。さて此の御語を。平田翁の有金銀とは。能見置給ひて。後其を取り。遣り給はむ。御心中は定め玉へる御語なり。と云れたれ。重胤説。此は韓國之島とある下は。者の辭を附て。讀來れ。大八洲國は已。歸渡らせ坐て。後其以前。彼地へ渡りおはし坐たり。問。其國の消息を。見行し坐て。更語り出させ玉へる御言あり。然して此御言を離る。語り出させ玉ふ。此は出たる五十猛命以下の。三神は

告させ玉へる事。決てなん有ける。其は彼金銀を。皇御孫尊の知看す。大御國の珍寶也。成し奉らせ玉ふとて。先淨寶なきて。佳からしむと宣言て。即髮鬚を抜散ちて。樹種を成出させおはし。其樹種を分布し玉ふ。御事を。右の三神。委任させ玉へる以て知らる。と云れたる説いとよろし。從ふべし。○拔鬚鬚云々。以下夫々の御身。毛等を。抜散ちて。船材を成給ふよし。もとより神量にて。知べきよし。ふさな。か鬚鬚。又胸毛尻毛眉毛の。夫々の木となりしより。總て草木を地。毛といふにやあらむ。漢籍にも。盤古死毛髮爲三神木。またも。何もなきを。不毛と云。地有三神木。人有三毛髮應之。又神木なども。みなよしあり。○散之。重胤云。阿賀都。別て其所を定めて。置を云て。知良須は。行方なく亂らすを云ふなり。此は叶すや。アカツは。ワカツと同し事。ツは狭くして。殊親しく。自物する。と云り。○杉。和名抄唐韻云。似松生江南。義にて。我と吾との差別有似たり。可。以爲。松之材也。和名須波。平田翁云。名義進木あり。此木傍らへは。ひこらす。直。上へ進み上る樹なれり。万葉にも。梓楡また楡梓ふと詠るも。進

と上れる故。云へる事と聞えたり。と云り又按直木も。○胸和名抄唐韻云。胸臆也。和名無稱。名義身根ハキの。檜爾雅云。栢葉松。身曰檜。和名比乃木。又和名非ともあり。名義平田翁云。此木の枯たるハ更ふり。山は樹たるも。大風は吹揉る時ハ。火を出す故。火木と云るなるへし。と云り。○尻和名抄唐韻云。尻和名之利。醫也。俗云井佐良比。坐處也。とあり。○披倭名抄云。玉篇云々。日本紀私記云末木。今按又杉一名也。見爾雅注。重胤云。一種の樹名なり。檜を真木と云ひ。又杉も云事なるハ。此は共ハ美稱なる中。殊ハ檜は宮材と成す者ふるハ故。打任せたる一名の如くは成れるまで。万葉ハ真木柱太心者有之香杉云々。長柄宮爾。真木柱太高敷而云々。冠字考ハ。真木を檜を云と注されたるハ。實ハ然る言なり。然れども。此ハ披此云麻紀と注されたる。即麻紀と云。言ハ其披木有テ。即名くる所ふれハ。其披木ハ打任せたる名なり。又和名抄ハ。亦杉一名也。見爾雅注と有ハ。字のみハ非す。

して。杉木をも。マキとハ稱へりけむ。と。大甘知言ハ万葉多識ハ注せり。然るを冠字考ハ。真木柱真木戸ふると云ハ。皆檜なるよし。云れたるハ。幽陋なり。其ハ宮室などハ有り。民家ふと云るハ。此披ハ事あり。と云れたり。とて此木ハ二種あり。草披と云ハ。羅漢松と云。草披の方ハ。大木あれと。羅漢松の方ハ。大木なし。垣などとする木なり。漢籍爾雅ハ披一名姑とあり。説文ハ。姑ハ作れり。其注ハ。姑似松。可ハ以爲船及棺材。作柱埋之。不腐といへり。草披ハ。其葉まこと。松に似たり。これ上古の披なる事明らけし。と。或人云リ。草披とは。葉の茂く細云と云リ。又高野禎吉野。模など云も此樹なり。

已而定其當用。乃稱之曰。杉及櫟樟。此兩樹者。可ニ以爲浮寶檜。可下以爲瑞宮之材。披可三以爲顯見蒼生與津葉戸將卧之具。夫須噉八十木種皆能播生。



已而重胤云。右は謂ゆる杉檜披椽樟の四種。共は此大神の御毛より成出たる。其苗木ならむを。此苗木の出来るは就て。其御兒神等をして。大八洲國悉は分布らし給はむ。御心坐の故に。各其木の出来成立は従ひ。考選め物爲させ玉へるなる。然る時。此已而は。其木種の出来始りたる時を指て。未<sup>レ</sup>上の一書。凡大八洲國之内。莫<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>播殖。而成<sup>レ</sup>青山<sup>一</sup>焉。とあるより。遙は其以前なり。御事な<sup>レ</sup>灼然かりける云り。○定其當用の口訣。示用材之法也。とあり。平田翁云。浮寶を作らむと思はれて。御毛を散ら給ひまかひ。思ひの外。種々の樹とも生立ち故。今また其材ごら。用ゆる法を定め玉ふなり。志の見されは。杉椽樟ごらる事ふから。檜披<sup>ハ</sup>こよよしなきか如く。きこえていかふあり。と云り。龍熙近云。定<sup>レ</sup>其當用。皆有<sup>レ</sup>軌範。至<sup>レ</sup>今不<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>其制度。不<sup>レ</sup>亦妙<sup>一</sup>哉と云る。然言なり。さて此文用。字下。永享本よ之字あり。仍考る。次なる乃字。方を誤れるまで。當用之方ごあり。はあらしか。海宮遊行章に。用瓊之法とある。文意相似たる所なれ。然おもはる。ふり。○杉及椽

樟此兩樹者。重胤云。此大神の不<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>浮寶者未<sup>レ</sup>是佳<sup>一</sup>也と詔ひ。御毛を散らせ御在坐ける。此は成れる樹共。杉と檜と披と。椽樟と。凡て四種なり。然るで其を用ふべき法を。定め物せさせ玉へる始。此杉と椽樟との兩樹を。先抽出させおは坐て。其考選の御事おは坐ける。如何と云ふ。如此成出たる上。こぞ。瑞宮の材ご民屋の材ごの事も。自然よ及させ玉ふ御事ご成<sup>レ</sup>ためれ。其始は韓郷之島是有<sup>レ</sup>金銀と詔へる。此御事は御志おはし坐て。右の樹ごを生し立させ玉へるの故。此浮寶を爲る事をなん。最初御言擧させ玉へりける。此即其金銀を。此は運輸す。御心おはし坐て。唯浮寶を爲らせ玉ふよの思はし入て。物爲させ玉ふの故。取て宮室民屋の事を。後よ爲させ玉へるは非るなり。故其始めて浮寶あらすは佳からしと。詔玉へりし御言の任。先其浮寶を作る事を。沙汰し玉ひて。外蕃の貢物を。此は御して。皇御孫尊の万國を此なからよして。所知看しめ奉らせ玉はむ。御量なる者そかし。容易く思へきよあらす。と云り。平田翁云。杉と椽と。水は浮ひて輕く。かつ恒は水は浸りて。朽さる木なり。故船材ご定給ひけん。古く石楠船といふ名の

聞えて、今も船は必此兩、木を以て造ること定めらる。此大神は御定のよと通  
れる也けり。と云り

武郷云、船材を杉を用ひし事は、万葉の歌等にも見え。攝津國風土記  
に神功皇功征韓の時、美奴賣神諭して、吾所住之山有須義乃木。各

宜、伐採、爲吾造船。則乘此船。而可行幸。當有幸福。天皇乃隨神教。○瑞宮之村。  
遣命造船。云々と云事あり。神功皇后の時、用を爲せるも甚奇し

口訣は瑞宮殿也と云り。本はミツノミヤと訓るよろし。又永正本は、ミツノミヤラカ  
とよめるもあしからず。祝詞は瑞能御舍と、あれはなり

平田翁云、今に至るまで、伊勢の大御神宮、天皇命の大宮など、決めて異財  
を用ざるは、此御定よる事なり。然れば、凡て誰し神の宮々も、此は慣ひて、此木  
を以て作るべき事なる。今は規、木けやきな

と其餘の木をも用ひて、種々の物の形など彫り、赤土青土なども、塗り汚し  
と云り○  
營る事と成ぬるは、佛宇の造様を學ひたるよて、甚も見苦しきわさなりかし

披可爲云々、重胤云、檜を可爲瑞宮之材、と有、對ひて、天下蒼生  
の家宅を作る料、具へさせ給へるよて、更は棺槨の義は非る事、次は辨ふる如  
し。諸瑞官は、檜以て作らせ給ふ御定なるが故に。其檜を稱美て、真木と云を  
以て。此披を以て。屋は作る事を人皆知ざるなり。万葉二に真木柱太心者六

は真木柱太高敷而。二十は麻氣波之良ほめてつとれる殿とあるなどい。  
謂ゆる殿舎の事よして。檜柱を稱美へて。真木柱とい云るあるが。必  
然れみよも非りけり。其は播磨風土記に所々の産物を擧たる中、生檜  
杉とも有て。別は生真木柅杉とある真木は。此は所謂る披なるは、然るもの  
よて、万葉十一は、奥山の真木乃板戸を押ひらき云々。又奥山之真木板戸を  
音速と云々十四は於久夜麻能真木乃伊多度乎。等杼として我聞かんよ。  
云々とあるふは、甚く佗たる状ふれは、民屋の板戸よて。更は皇宮は預る事なら  
されは、此披を以て作れる家の謂なり、後の歌は殊に多くして、棋屋と詠る類  
是あり。散木集は、三倉山披の屋建て住む民は、年を積とも朽とぞおもふ。と  
詠るは、和名抄は、玉篇云披、木名作柱埋之能不腐者也。とあるにも合れは、  
西蕃よても、披以て、柱に作れるな、めり況て我上古の家造いも、謂ゆる堀  
立と云状よて、柱を土中埋め、物爲たりけんから、其埋めて腐ざるを甚く賞

て、他の良材より、此披を以て、民屋の柱と成したりけらし。京浪華を除きて、  
 五畿内又播磨淡路の邊僻の地より、今より百年餘以前に、建たる民家を  
 見るも、何れも披と樗との二樹を以て、作れる人多在りける。神代の遺訓と云  
 へし。諸又樗、木ハしも國に依て樗と云か、葉ハ樗に似て披とハ良短しと雖も、披の一種  
 と見えたり。万葉一樗木乃彌つき々々。三巻みもろの神なひやま云々。都賀  
 の木のいやつきこよ。六ノ龍上のみふねの山云々。刀我の樹のいやつき々々。など  
 ありて、都賀とも刀我とも。云て今世俗は云所も然り。樗も樗も共其本ハ、披の別種なる  
 か故よ。和名抄字鏡共。別よ。○奥津葉戸。私記は於久津須太倍と訓り。本ハオ  
 都賀をハ、擧げざるよこそ。訓たれと、私記の。重胤云。奥津ハ家宅の奥方を云て、謂ゆる内寝。又臥房の事な  
 り。万葉十三。奥床仁母者睡有。外床丹父者寝有とある。此奥床ハ同じ。  
 今も邊鄙よてハ、其宅の奥方なる臥房の方を、唯ハ奥と云る是なり。上古ハ、大  
 凡の家造は、簀子れと多かりしかハ、唯葉戸よて。事ハ足なんを、此ハ其將臥之具  
 の事を詔ハせる故に、其臥房の方を、主として。此ハ奥津とハ置せ玉へるなり。海

宮遊行章一書よ、乃設三床、請入。於是天孫於邊床云々。於中床云々。  
 於内床則寬坐於真床覆余之上とある内床即奥津よ。相同しき事合考へ  
 し。今世士人の妻を、奥方と云ハ、其内室に居るを以て云所なり。葉戸ハ借字よして、簀上の義なり。然る上ハ、簀津  
 上と云へきを、多と轉し云ハ、万葉ハ等保都安布美とあるを、和名抄よ、遠江  
 止保太阿不三とある類よて。武郷云、歌ハ毛津物。謂ゆる之ハ通ふ津を、多と唱る  
 例是ふり。諸此簀ハ、和名抄居宅具よ。簀附。將筋切韻云、功程式板敷簀子  
 須乃古床、上籍竹名也と有て、床上の板敷ならぬ所よて、竹簀を架して、人ハ  
 座所と爲る者の事なり。上代の家造ハ、必しも賤民の住處ふらずと雖も、簀  
 子なつしと見えて、大嘗祭儀よ、其悠紀主基二院の事を、正殿一字。注。構以ニ  
 黒木。昔以ニ青草。其上以ニ黒木爲ニ所形。以ニ黒葛結之。以ニ檜竿爲ニ承塵、  
 骨以ニ黒葛結之。以小町席爲ニ承塵。壁部以草表用伊勢斑席。裡用小町  
 席。敷地以ニ束草。所謂阿以ニ播磨簀。加其上。既而掃部寮以ニ白端

御疊ミカド加カ席上シヤウ以ヨリ板枕イタマク施シ疊上ミカドとある。此播磨簧ハシラ又簧上ハシラを一本ヒトの播磨竹簧ハシラ又竹簧上ハシラとあり。踐祚大嘗祭式ハシラも。上加カ竹簧ハシラ其室簧上ハシラ加カ席シヤウと所見えたり。大抵此大嘗宮の製様ハシラいしも。上古の皇居神宮の状ハシラを擬作ニギサツらる。事ふるも。其猶床ハシラ上シヤウの竹床ハシラを編ヒて架カ一玉ヒトへり。大殿祭詞ハシラも引結帶ヒキムス魯ハシラ葛目能ハシラ綾比ハシラ取トリ菁計魯ハシラ草乃ハシラ噪無久ハシラ御床都比能ハシラ佐夜伎ハシラ夜女能ハシラ伊須々ハシラ伎伊豆ハシラ都志伎事無久ハシラと見えたる葛目能ハシラ。次なる御床ハシラも。相應ハシラきて竹簧ハシラを結編ヒむなり。其上文ハシラも。此乃敷坐大宮地ハシラ底津磐根乃極美下津綱根ハシラ。波府虫能禍無久ハシラとある下も。古語番繩ハシラ之類謂之綱根ハシラと注ハシラし。其下津綱根ハシラと云物床ハシラ非ハシラすして何ハシラを云ハシラむ。上古の家造はしも。葛藤を以て結固め建たる物ハシラもし有ハシラければ其纏ハシラては巨ハシラる。然る物ハシラから右の下津綱根ハシラ又引結帶魯葛目ハシラと云る。此ハシラは王ハシラと其御簧ハシラの事ハシラも云ハシラて。即簧子ハシラを編成ハシラす事ハシラも云ハシラふ。三代實錄ハシラ十一。太政官下知云々。禁材木短狭及定載法ハシラ曰。歩

板簧子イタマク搵ス搵ス長短厚薄去延曆十五年初立制法云々運載之法何應一同須搵ス搵ス三十二枚歩板八枚簧子十枚以是爲定云々と見えたるは竹簧ハシラを改めて板ハシラを用ハシラる世ハシラと成ハシラぬれども簧子の古名ハシラを用ハシラられたる者ハシラならんか。空穂ハシラと陰ハシラ。屋共ハシラはち取ハシラつれば唯寢殿一の簧子ハシラもなくて云々と有ハシラ。即其床の無ハシラきを云。又源氏帚木ハシラ。門近き廊の簧子ハシラたつ物ハシラ。尻ハシラかけてはかり月ハシラを見るふと見えたるは床ハシラも云ハシラひ。又竹搵スも云ハシラひ。新撰字鏡も。簧ハシラ棧也ハシラとありて。此ハシラは當ハシラる言ハシラのなきは脱ハシラたるなめり。他國の状ハシラも然ハシラるやあらむ。我淡路國ハシラよて。今ハシラより百年許ハシラ以上の家造ハシラは如何なる大家ハシラもて。板敷ハシラの唯客室ハシラは在ハシラるのみとして。其餘ハシラはみな竹簧子ハシラより。況ハシラて尋常の家ハシラは。絶ハシラて板敷ハシラと云ハシラものハ更ハシラなかりき。とて直指ハシラは須多杯ハシラの須多ハシラは棄ハシラなり。杯ハシラは尸ハシラなり。尸ハシラを棄ハシラと云義ハシラなりとあれ。古ハシラより尻ハシラを杯ハシラと云ハシラふ事をハシラきりす。又其土中ハシラは埋ハシラむと云ハシラも。納ハシラめ置ハシラと意ハシラふれば。其尻ハシラに對ハシラへて。棄ハシラと云ハシラこと穩ハシラふらる事ハシラ共ハシラふ。將ハシラ臥之具ハシラの將臥ハシラを私言ハシラも。モナフスと訓ハシラも。諸本共ハシラもモナフサムと訓ハシラて。將ハシラ臥モナハシラの訓ハシラを當ハシラる。下ハシラふる具字ハシラを器具ハシラの如ハシラと思ハシラへるからの辭訓ハシラふり。此ハシラは布佐

年と訓へ志。諸釋紀は將取之具の下。私記曰。問是何用哉。答作棺也。死人  
 臥化。故云將取耳。と見えたるは。當時已と此説は暗かり也。右等の説を。悉く  
 僻事と爲る所以は。しも。此素戔嗚大神。高天原より。逐はれさせ玉ひて。天降坐  
 ける以降は。皇御孫尊の御爲。顯見蒼生の爲のみ。計らせおほし坐て。万は御所  
 爲。唯此御事のみ。力のさせおほし坐て。此は御身。毛を。抜散らせ玉ひて。種  
 々は樹種と化生し玉へるも。誰か爲よか。おほし坐む。此は浮寶を始め。瑞宮を  
 作す。民屋を蕃息らしめ玉ひむ。大御心ふる事を見奉り知る上。徒は古人の  
 説をのみ。守り難き大義なん此は在ける。然るは右は檜。可<sub>レ</sub>以爲<sub>二</sub>瑞宮之材<sub>一</sub>也  
 は。皇御孫尊の。大宮造の御事を。定めさせ賜へるなり。右は對へて。披可<sub>レ</sub>以爲<sub>二</sub>  
 顯見蒼生與津葉戸將取之具<sub>一</sub>也。とある御言は。顯見蒼生と有は。現在の人  
 民と云事なり。然る時。其生る事や輕き。死る事や重き。天神の天地を造  
 化し玉へるも。地祇の國土を。經營らせ玉へるも。生<sub>レ</sub>て活る人の爲<sub>二</sub>と云<sub>一</sub>。物

爲させおほし坐けれ。然して。生るは人の常也。死るは人の變也。其常を捨て。  
 變を取と云事。世中の理は於て。絶て有ましき事なり。斯る時。此奥津葉戸  
 と云は民屋よ。將取と云ふん。其は寢臥す事を云りける。然るは皇宮を始奉  
 り。民庶と雖も家居を定むるは。其所は寢起して。其所業を力行ふ中も。皇  
 御孫尊も。瑞宮の内は御在し坐て。天下を召玉ふ御職也。顯見蒼生  
 と云中。朝臣あり。民庶ありと雖も。取摠て云時。朝臣は日毎。御前よ  
 侍らひて。其御趣を承り仕奉るへ。民庶は日々。農業は出渡らひて。其勤  
 ふん。暇非りけれ。各其家宅は持なから。唯夜毎に安寢するのみ。貴も賤も。其  
 身の常と爲る事あるか故。將取之具と詔玉へる事よ。此は實は  
 大神の深き心を用ひさせ玉へる。大御言は。あるなりけり。但今の男子の常を以て云なり  
 れし。實は希見らかなる説なるは就ておほ考る。須多杯の須は。實と云れたる  
 もと云ることなから。栖また巢の義として。直は家宅のことを見るへとや。天之御業。ま

た天日栖など。いつれも家居の事にて。其家も居るを棲と棲むと活かせ云ふなるへく。また禽獸虫魚などの業も同義なるへし。志の見る時ハ奥津栖之上の義と見るへし此はなほ考へし。○將臥之具は、フサムソナへと訓へき事上は云り。重胤云。將臥は即簀子の上。寢臥す事を云ふ。人ハ各所業の有出て其勤を成し家ハ唯寢臥す料。設たる者なりけれハ。此ハ將臥之具とい詔玉へるなり。今も俗ハ人家を建るを寢所を持ると云る。豈寢臥す為ならんや。言意ハ、其宅に住ひすること云。云ると同。さて此具は。私記ハ曾奈部とあり。此ハ天孫降臨章一書。爲汝往來遊海之具。高橋浮橋。及天鳥船。亦將供造とある具と。同一其設と爲させ玉へる謂。是なり。されハ具の言も。控ては係りて。其意ハん甚重かりける。右の杉と椽樟と此兩樹も。可以爲浮寶之具と云義あるへく。椽も可以爲瑞宮之具。の意あるへからん事。本よりの事ふるを。此披の用を云ふ一所。具字を置て。右の二所も。相照し思取へく物爲られたるまで。此處何れも。實ハ云知らず。妙ふる味ある文なる物あり。故此大神韓郷之島。

金銀あるを見行ハ御在坐てハ。此ハ運輸爲。浮寶を作らせ玉ハ御事を起させ玉ハ。其浮寶の材を。物爲させおハ坐むと御毛を頒たせおハし坐しハ。杉椽樟なん。出來れりけれハ。其ハ就て。杉と椽樟ハ。船材と定めて。其具ハ播志玉ハ。披ハ天下人民の家宅を造り。牀上ハ臥せらん爲。其屋材と定めて。其具ハ殖並へ玉ハ。次ハ夫須噉ハ十木種。云々とあるも。其八十木種ハ。顯見蒼生の噉ふべき具。殖置せ玉へる也けり。此時皇御孫尊ハ。未天降りおハし坐さる以前ふり。又顯見蒼生も。未國土ハ蕃息さる以前の事なる。已ハ斯る物共ハ具へ設させ御坐けるなん。此大神ハ實ハ經濟の方を。始させ玉へりし。祖神と稱。奉るへき程の御事。仰奉るも。猶余有る御所業。てわらせ玉へりける。と云り。○須噉。又云。私記ハ久良布倍支とあり。猶神武紀帳をも。私記ハ久良比毛乃と訓せたり。字鏡ハ喫喫齧齧と有て。下ハ四形同。五結反。噉也。噉也。久良布。又波牟とあり。唄下施反小兒歐乳也。乳久良布と見ゆ。

今は崇むる方にて。絶て云の事ふるを。卑しむる方より。久良布と云事常なりと云り。○八十木種は。口訣は菓樹也。と云り。通証は菓訓又多毛乃木種物也と云り 纂疏も。可樹藝。草木之種子也。諸穀諸菜菓桑等。在此中。とあり。平田翁云。此は世人のふへて。實をも葉をも。噉ふべき種々の木種とを播生し玉へるとなり。梨栗棗神の類の衆菓を謂と云る説 といと扱しと云り。さて此八十木種は。上は種々の木の事を云る因。記せるも。のよて。此時の事に非ず此の上の一書。初五十猛神。天降之時。多將樹種而下とあるを其上文は素戔嗚神帥其子五十猛神と有れば。大神の共に携へ持下らせ玉へるなりけり。已は伊弉諾大神の御時。菓樹ありて。蒲陶桃實見はたれ。本より有來る物に有つらむを。未。世より。遍とも非りつらむを。其天上より。携へ玉へるも。共よ合せて。播殖させ玉へりしから。此は皆能播生とは書されたるなりけり。重胤の説を參取る ○皆能播生。重胤云。皆能は下は三神の御事。亦能と書されたる對して。此をまごし。彼は其命をひたり。播生は。私記は万支

於保之津と有よ據て訓へ。とて播磨風土記。賀茂郡端鹿里云々。昔神於諸神。班菓子。至此村不足。云々の古事。此は何神とも。其名を傳へすと雖も。正しく此時乃故事なるへ。又塵添塩囊抄。日向國韓穂生村。昔奇瑤武別と云ける人。韓國は渡りて此菓を取て歸りて殖たり。云々の古事。風土記にも見えたり。此奇瑤武別と云は。若くは素戔嗚大神。五十猛神の御伴神。とを非るいと云ふとる言なり

于時素戔嗚尊之子号曰五十猛命。妹大屋津姬命。次栴津姬命。凡此三神。亦能分布木種。即奉渡於紀伊國也。然後素戔嗚尊居熊成峯。而遂入於根國者矣。葉戸此云。須多杯。故此云磨紀。大屋津姬命。此神の御名にて。兄五十猛命を。大屋彦神と申すこと知られた

り。名義木種を分播し玉ふ神の坐故。其國を木國とは名つけ。さて材の用  
 も。舎宅を造るを。主とする故。大屋とは御名を負玉ひしならむ。式は名草郡  
 伊太祁曾神社に並へて。大屋都比賣神社。名神大月とある是なり。所祭三座  
 次新嘗  
 として。本社は此御神を祀り。五十猛命。狐津姫命は。左右の社に御坐り。名  
 勝志は此社平田庄宇田森村の。良一町許ありと云り。紀に嘉祥三年十月  
 從五位下。貞觀元年正月從四位下。本國神名帳。從一位大屋大神とあ  
 り。貞觀以後の増階なり。當社上世五十猛命。狐津姫命ととも。今の日前宮  
 の地は鎮坐し。其後山東庄に遷座し。大寶二年に至り。三神を三所に分  
 ち遷す。當社此時北野村の内。今の古宮といふ地は遷り後更。今の地は遷  
 座す。當社の神戸を。大屋神戸といふ。倭名抄郷名にみゆ武郷云新抄  
 格勅符は。大屋津比賣神七戸と紀伊國續  
 風土記に見えたり。なほ本書  
 2詳なり重胤云。御社の北方は御波納山と云あり。古老  
 傳。三神木種を持して。此所に天降玉ひ。其後伊太祁曾。都麻都比賣。二

所へ分遷玉へり。と云り。然れとも文武天皇御世。分遷一奉られ。伊太  
 祁曾。本社よりの。御事なる事云も更なれば。此は其御天降の舊地なり。ふる  
 へきや。此良方。神波村と云ある。所謂神奈備。よて凡て神地あり。と見ゆ。  
 と云り。なほよく尋ねし。○狐津姫命。狐本に狐に作る  
 今一活本に依る式は右に大屋都比賣神  
 社に並へて。都麻都比賣神社。名神大月  
 次新嘗とあり。重胤云。狐は屋を造る料の材  
 也。各木取りたるを云なり。万葉一。藤原宮之役。民作歌。真木佐苔。檜乃婦  
 手云々。持越流。真木乃都麻手乎。百不足五十日。太爾作。沂須良牟とある。  
 都麻は狐にて。短く木取たるを云ひ。手は其屋材に使用ふ義なり。諸此都麻  
 は。衣裔又橋端と云ふ等。物に端緒有るを云なり。俗も物の端を短く  
 物爲るを。都牟流と云て。蒸を爪木と云ふも。此類なり。然るに材木の山は樹  
 るに。日々生延るものなれば。其限なきか如くふるを。今用材と爲す時。は。柱  
 ぶり桁也。梁也。各其度を量りて。伐か故。此を狐と云ひ。又狐手と云事な



り此並坐る大屋津姫命の御名を合せ奉りてふん。曉り明らめ奉るべき御事ふりける。万葉七、爪木折たくとある。爪木も、後世の歌にも、多くよめるものにて、今江戸よて、麻紀と云と云るハ、都麻木の畧なり。其も山林を短く伐縮めたる謂よて、此の爪も同き 諸此三神各共、木種を分布ら玉へる中も、五十猛命ハ殊事云も更なり

は擢て、其御事有功を成し玉ひ。大屋津姫命ハ、主と屋造の御業を、物爲させ玉ひ。爪津姫命ハ、其木を伐り、木取材と成す事を、専ら勤めさせ玉へる。御神はふん渡らせ給へりける。諸紀傳ハ、爪字ハ四方木也と字書見ゆ。云れたる、實ハ其意よて用られたるものから、其後爪を取て、四方木と成せる。横たるをこそ云れ。右も云る如く、爪木などの類ハ、豎ハ木取を云れば、此ハ都麻と云ハ、其縦横を相兼て、用材の事は云るを、即神名ハ、稱奉れる者也。けり。と云り。さて續風土記ハ、此御社福宜村の東、佐和山の嶺あり。佐和山一ハ高山といふ。故ハ古より高社。又高宮。又高三所大明神。又高御前とも稱す。所祭三坐。本社ハ此御神を祀り。五十猛命、大屋都比賣命ハ、左右も

御坐り。當社も上世ハ、伊太祁曾神大屋津比賣神とも坐しを。大寶二年に至りて、分祀して、此山は遷り玉ふ事。大屋津姫命の下は云る如し。位階も又同じきを、其後加階し玉へるや。本國神名帳ハ、從四位上都摩都比賣大神とあり。と云り。和名抄郷名ハ、都麻、神戸とあり。万葉九ハ、城國よやますひハ、む妻社とある妻。社ハ、此御社の御事なりと云り。平田翁云、南紀名勝志ハ、都麻都比賣神社ハ、山東吉禮村の中ありと見え。又妻御前社は、山東庄平尾村の中在り。土人相傳へて此神ハ伊太祁曾神の妻なるハ依て、神事を伊太祁曾社人勤むと云り。また或説ハ、爪津姫と云ハ、此社なり。吉禮村なるハ據なし。といへり。考證ハ、在吉禮村と云りとあり尋へし。 ○亦能分布木種。重胤云。上の第四一書の、莫不播殖而成青山焉。とあるハ、専ら御父大神を本として、此三神も及へる事。其始ハ、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神。とあるよて著明と。又此ハ皆能播殖と有。亦能分布木種と見えたるよて、甚だ明らけり。

亦字ハ、素戔嗚尊を主と爲て云ふ文義なり。然レハ、此と第四一書とハ、本より別なる傳ハ、非なるを、其事の状ハ依て、此ハ粗く、彼ハ精しきあり。彼ハ約よして、此ハ委しきもあるを、互見較ふる時は、 と云り ○奉渡於紀伊國。又云。奉渡はワタシ奉リタ

マヒキと訓へ云。即御父大神の伴ふ渡志玉へる御事を。此方より崇まへ申す言ふれはふり。諸此ハ。第四一書。是時素戔嗚尊。帥其子五十猛神。云々乘之。東渡とある。其御時の事を此よの別と記載られたるふ。式は佐渡國羽茂郡度津神社は。此五十猛命までおはします。武郷云。度津神社。神名帳考信友云。古一本書入。五十猛神也。と注せ

り度津と申すは。即此奉渡於紀伊國。とある事は因れるまで。即和多志大神。又和多須神などの例。是なり。其は神名帳頭注。伊與國越智郡大山積神社の御事を。俗稱三島大明神。伊與風土記。大山積

神。一名和多志大神。云々此神自百濟國。度來坐而津國。御島坐と見え。さて此よ。五

十猛命を度津神と申すも。韓地より紀國。渡奉れる由ふるへからん事。右

等の例を以。曉らへきものなりかし。と云り。さて此三神の御事は。上は次々云

る如くなるか。合せては紀伊大神とも申奉れり。持統紀此紀伊大神を。日前國懸

大神なり。と云説もあれども。其は非ふり。地神本紀。此三神を並坐紀伊

國。即紀伊國造齋祠神是也。と所見たる。此紀伊國造ハ。本より神代以

降。右の日前國懸兩大神は供奉りて。其地は土著る事はし。彼東征の御時

よりの事なり。即國造本紀。紀伊國造。檀原朝御世。神皇產靈尊五世孫。天

道根命定賜國造。とある是なり。然るは此の三神ハ。此國を木國と云。始

より。此は御坐て。即木國と云も。此三神亦能分布木種とある。此御事は因

れるにれハ。即紀伊大神と申奉るなん。此三神は渡らせ玉へりける。斯て天。道根

命ハしも。右の日前國懸大神の御神寶を供奉りて。此地は住玉ハ初てハ此國

の大神。仕奉らるへき理よふん有ける。然れハ地神本紀。紀伊國造齋祠神是也。其部内にて。主々しく止事なく御坐カ故

に供奉る由よて。日前國懸兩大神を。放ちて。此よのみ仕奉ると。云ハ非るなり。備文武天

皇御世。分遷されて後ハ。本より其三所共。祭祀の御事。仕奉る事云も更なり。と

云。○然後素戔嗚尊云々。重胤云。此然後と云事を。右の御事共を。訖させお

はし坐けるよりつけて。直は其後と見ては。大は心得誤る事少からすふん有け

る。然るハ上件をしも。素戔嗚大神の。謂ゆる初度に天降り御坐々ける間の御

事よして。彼簸川よりハ。夏に以前の御事なりさかし。然るハ右の御政もも吾

見所御之國と詔玉へるか如く。高天原より逐はれて、天降り御坐々しむも。彼解除の驗と依て、始より甚勝らして、直く正しき大神と成らせさせ給けれ。唯其天神御子の御爲のみ所思して、万は許多に御功をなん。立させ給けるを。此は於て、愈根國に御坐まし就せ玉いむと思成て、其天上の實の御辭見の御爲は、再天上に御坐けり。即上章第三一書は、是後素戔嗚尊曰。諸神逐我々今當氷去。如何不與我姉相見。而檀自徑去歟。と申して、天に昇り坐し。日神は白して、請姉照臨天國。自可平安。且吾以清心。所生兒等亦奉於姉。已而復還降。とある是なり。彼時に彼三女神をも、伴はせ給て、出雲國に天降りおほし坐せり。後、御天降と云る是あり。即此第二一書は、是後素戔嗚尊下。到於安藝國、可愛之川上。とある是を云ふ。正書は、是時素戔嗚尊自天而降。到於出雲國、簸之川上。とあるは、其より遷行坐て、彼大蛇を斬玉ひし地を云ふ。然て此大神は、先は天降り坐し時の宮

都は、五十猛神以下三神を帥ひ。紀伊國に御坐けるを。此度の天降以來、出雲國清宮は、奇稻田媛と共におはしまして、御兒大己貴神を、令生玉へる後よも。其御兒神の生立を試みさせ玉はむ爲。其、清宮をしも、譲り聞かせ玉ひて、御自は、猶紀國に御坐なる状ありけり。其證は、記、八十神、段。大穴牟遲神其兄弟八十神の爲。甚と窘められさせ給へる時。御祖命に御心とし。速遣於本國之大屋毘古神之御許。とある御祖命は、奇稻田姫命は御坐也。大屋毘古神は、即五十猛命に御事と云。上の一書は、即紀伊國所坐大神是也と見え、此は凡此三神云々、奉渡於紀伊國也とある是あり。と云れたるは、此前よあまたの年紀を、こめて見るへ。熊成峰。又云。本はワニナリノタケと訓れとも非あり。クマナリと訓へ。記傳は、クマナスと訓て熊成峰は、即熊野なるへし。那須を切むれば、奴れり。此をワニナリと訓て、鰐淵山の事と爲るは非あり。と云れたる。實は然る説よ。此は居熊成峯と云

は、此大神に御坐所を申し、而入於根國者矣。の而字は、而後の義あり  
 けり。其熊成峯より直に根國に御坐ませる由は、非る事と先明らむへし。此  
 を目、熊成峯の意は見るから。右のワニナリの如き、辭訓を出來れるなす、  
 此居字はマシマスと訓て、即居住の義なり。此事なほさて熊野の風土  
 記に、意宇郡熊野山。郡家正南一十八里。所謂熊野大神之社坐。  
 と見えたる。即所謂熊野大社は是也。式熊野坐神社名神とあり、若て  
 此は伊弉諾大神の。登天報命の御時、當りて、幽宮を淡路之洲に構り  
 て、寂然長と隱玉ひ。大己貴神の八十隈は、隱玉ふと爲ては、天日隅宮に御  
 靈を鎮めさせ御坐けると、皆一列の御事なるまで、此より素戔嗚大神の、彼根  
 國に就り御在坐として、此神宮を物爲させ給て、永く此に御靈を留めて、鎮  
 り定り玉へるよふん、おはし坐けると云れたる。然る言ふるへし、さて此社の素戔  
 嗚尊に坐ます事、國造の神賀詞に、出雲國乃青垣、山内爾、下津石根爾、宮

柱太敷立氏、高天原爾、千木高知坐頂、伊射那伎乃日真名子、加夫呂伎  
 熊野大神、櫛御氣野命、風土記にも、伊弉奈枳乃麻奈子坐、熊野加武呂乃  
 命。とあるよて、明らかなり。記傳云、伊弉那岐命の御子は多かる中にも、天照大神、月讀  
 命、須佐之男命は、ことよ御愛子に坐こと、上よ見えたり、日は  
 日子日女の日と同じ、加夫呂伎とは、大名持命の御祖なる故、出雲國よて、殊に如此申  
 せるなり、櫛御氣野命と申す御名は、他神の如く、思ふ人あるへけれど、さよ非ず、此は須佐  
 之男命の、熊野宮に鎮坐御靈と、殊に稱申せる御名なるへし、其例は、同神賀詞に、大穴持命  
 の事を、倭大物主櫛玉命、命登、名乎稱天とあり、此名も他には見えぬを思ふへし、式に意  
 宇稱よ又志美氣濃神社と云も、別にあるは、熊野神を又別、祠れるなるへし、さて舊事  
 紀に、此須佐之男命を坐、熊野杵築神宮と云るは、例の妄説なり、と云れたるか如し、御  
 位階は、史に仁壽元年九月、特擢出雲國熊野杵築兩大神、並加從二位。  
 とあるより、貞觀九年四月、出雲國從二位勳七等熊野神、從二位勳八等杵  
 築神、並授正二位。と云まで、次々見ゆたり。なほ兩神の御事、記  
 傳に詳に見えたりさて山陰云、此一  
 書のはじめに、素戔嗚尊在出雲國、曰、とあるへき事あり、然らざれば、奉渡於  
 紀伊國、といふも、何の國よりとも知られず、此熊成峯も、何國とも知られざるな  
 り、いかか云れたり、これには出雲國よての事よ、あるへからず、其由は上よ

既云るの如し。また熊成峯ハ。紀伊國の如くも通えて、甚まきは一書也。故今ハ秘閣本ヨ。クマナリと訓めるは従いて。暫之後の考を俟もの也。○遂入於根國重胤云。正書ハ遂就根國矣。と見えたる是あり。其ハ就字を書れて唯ハ幸行る赴なるを。此ハ殊更ハ入字を用ぬられたるハ。深ク心を著へさ所あり。四神出生章ハ。追伊弉册尊。人於黃泉。とあるハ等しく。地下根底なる謂ゆる黃泉ハ。物爲させ御在ましける御事を明されたるものありけり。諸此人御おはし坐なるハ。其入所必有へき事なり。此ハ居熊成峯。遂入云々と見えたるハ。熊成峰ハ。大神の入座むと爲る以前ハおはしまし宮處也。其入坐ハ。他處よりふるを。此居字を自又從字の意に見るから。種々ハ怪き説ハ出來るめれども。居熊成峯。を放ちて。遂入を續け見る時は。其混雜なん甚灼。明らかなる事也。ける。と云れたり。此事上ヨも既云へり ○披此云磨紀。ハの注。永享本素戸。注の上ニあり

一書曰。大國主神。亦名大物主神。亦号國作大己貴命。亦曰葦原醜男。亦曰八千矛神。亦曰大國玉神。亦曰顯國玉神。其子凡有一百八十一神。

大國主神。重胤云。此御名其負坐る所由ハ。委曲に已ハ注奉れるを。此ハ其義を説明らめ奉るへきあり。諸記ハ。此一書と同しく。大國主神と申奉る。此御名を本と爲て。記し奉られハ。大ハ所以ある御事也。けり。其又ハ。故此大國主神之兄弟八十神坐。然皆國者避於大國主神。云々見えたる。皆國者避於四字ハ。深ク心を著て見。其兄弟の八十神ハ。此國土を區別て。各相領る國主の神マて。有し也。けり。然れども未だ其君長と云へき神ハ。非りけれハ。彼神武紀ハ謂ゆる。遂使邑有君村有長。各自分疆。用相凌轢。と云狀ハ。有けらし。然れハ。此ハ皆國者とある。皆ハ八十神ハ

係りて、盡、字の義なり。國は其八十神の主領き居る國々を云なり。此時未、其國々の國主神を摠ト所ト知看す。御威勢の及トせおト一坐トきりし間トふりけれト。大國主神と申奉る御名も、御坐トまトさトる故ト。其間トは、尋常の御名の大穴牟遲神と申す方を以て、書別トたトれたり。古人の用意ある事、此を以て見るへし。記傳トは、國は八十神の各主領る國々を云事、皆國者トあるトよトて知らトれたり。其と合トせてしトるしめト。大國主神の御上ト取トては、天下の事なれトも、八十神トは、其區別トは相領知トる各國を云ふ。さて其末トは始作ト國也ト。大國主神の御任ト。當らトせ玉トへる神業トをふト。事始トめ物トせトせ御坐トすトの謂也ト。其より後トは打任トせて表立トたる御名を、大國主神と申奉る事也。故須勢理比賣命の御歌ト。八千矛の神。名義は、大は總トる意なりければ、國主と引トつトけて心得トへト。然して各國に各自ト國主神有トて、其一國を主領トけるを、其を繼トねしトるしめす意を以て、大國主神と稱奉りて、其即天下國土の主宰ト。渡らトせ玉トふ義なり。諸其各國は、國主神有トと云ふ證ト。其は天孫降臨章ト。國主事勝國勝長狹トと所見トる。是即其境

域を定めて、主領き居る國主、神有る事を、知へき明文也。され、其各國の國主、神、國造縣主トの如ト。大國主神トは、しト。天皇尊の如き御有狀トふりけむ事。此を以て想像り奉り知へき者なりかし。と云れト。委トき考トふり。○亦名、山蔭云。次々の御名を、亦名ト。も亦号トも。亦曰トも。文をわトへて書玉トへるト。何のト。しトよかトと云り。○大物主神。重胤云。出雲神賀詞ト。大穴持命の御言ト。倭ト。大物主櫛ト玉命ト。登ト名ト乎ト稱ト天大御和乃神ト。奈備爾坐トとあるト。將來其天神御子の天降ト御坐トて。後の御世々々ト。中洲ト御坐トて。天下を所ト知ト食トせ玉トはむ御事を期トり聞トえトせ玉トひトて。其和魂を、大三輪ト御自ト。鎮奉り置トし御坐トて。其御名を倭大物主櫛玉命トと号トけトせ玉トへり。この義也。然はあれトも。唯大物主神と申すのみは、此大神の國作の初トより。和魂と別れトせ御坐トける。其分身の御名ト。本より御坐トし也トけり。其は大倭神社注進狀ト。傳聞ト。倭大國魂神者。大己貴神之荒魂ト。與ト和魂ト。戮ト力ト一心。經營天下之地。建ト得

大造之績。在大倭豊秋津國。守國家。因以号曰倭大國魂神。亦曰大地主神。と見え。荒魂は大國魂神の御名御坐す時。其並ひ。和魂も已。大物主神と申奉る。御名も御坐けん事推て知へし。然る時。其八咫鏡。御魂を取託せ御坐して。皇御孫命の近守神と奉らせ玉へる。御時は當りて。其櫛玉命と申す御名の。添玉へるよ有ける。と云れたり。さて記傳は。此の大物と申す御名は。美和は鎮坐の御魂の御名として。大穴牟遲命の一名よはあらず。倭大物主とあるよても知へし。故記は。此神の亦名とを。擧たる處。此御名ハ出さす。大方古書皆此御名は。美和のみ申せるをや。と云れたる。さる言ながら。又偏さのみも云わたり。さる倭大國魂神と申御名ハ。此神の荒魂の御名として。和魂は。大物主神の御名あると同しく。是も此神の一名よあらさるか如し。故記は。此御名をハ。亦御名よ擧す。然るは。大倭神社注進狀は。謹考舊記曰。大倭神社。在大和國山邊郡大倭

邑。蓋出雲杵築大社之別宮也。とあるを見れば。わけはふれたる御名よ非ず。大國主神の一名とせん。異論なかるへ。諸大國魂神を。此神の別名と申さむからよ。大物主神も。同じく別御名なるへきふり。さか見もて。行と時ハ。此紀は。二名を。亦名よ出。古語拾遺も。一名大物主神。一名大國魂神。と記されたるふ。ふ。古傳など。さる説記すへも非ず。ふは。姓氏錄。大神朝臣。又賀茂朝臣。又神人など。の條は。大物主神と云へきを大國主神と云る處も。數ある。ふ。此由は。縁れるもの。と見えたり。さか見も。和魂荒魂の御名を。亦名と云る例。他は。未だ見あたられ。記傳の説は。謂なきよ非ず。と。より。神の御上の事なれば。か。る事。至。ては。人智を以て。頼は。定め。か。た。き。事。あり。舊。記。せる。傳。は。從。ひ。て。有。め。へ。き。事。なり。今。出。雲。杵。築。社。よ。て。は。大。國。主。神。と。も。大。物。主。神。と。も。申。す。を。見。れ。ば。古。く。よ。り。據。あり。と。し。か。傳。た。る。もの。なる。へ。し。され。と。此。ら。は。た。し。か。なる。證。よ。は。た。て。か。た。か。る。へ。し。と。て。此。御。名。義。ハ。記。傳。云。物。主。と。ハ。八。十。万。神。の。首。と。して。皇。孫。命。を。護。奉。る。を。以。て。神。之。大。人。と。云。む。か。如。し。凡。て。物。と。云。稱。ハ。万。よ。泛。こ。り。た。る。中。よ。人。を。指。て。云。

こと多し。たとへば此人彼人を此者彼者ともいふ類なり此も然あり。其は神ハ神代此人ふる故也。彼八

十万神を指て。物といふ云ふ。と云れたる如し。○國作大己貴命。下見えた

る如く。此國を作坐る大神坐す故也。か稱へ申せるなり。出雲風土記に國作坐大神と數所に見たり

○葦原醜男。此は神とも命ともふさハ。脱たるなめり。地神本紀に命と作り。

記に神と記され播磨風土記に命と作り。名義。記傳云。醜ハ多クハ惡み誓

て云言なれども。此御名ハ。醜ハ勇猛さを美て云り。さて其も人の畏懼る方

り云れハ。かの醜女など。云てゆけハ。同意は歸り神の如しと云ふおなし。さて

葦原と云ハ。天下を宇志波伎坐れハ也。此國を葦原中國といふは。天上より呼名なれば。此神も。天神等の呼はし

も辨へて。かの物部氏なる。齋色雄命伊香色雄命の如きハ。男なれハ。然も云ハ

らむを齋色謎命伊香色謎命と。皇后立給へる方々を。醜惡しふと云へき

ふらね其勇猛き所有て。其志可と爲たる處ある人は。畏懼るしけふる謂

ふるか本マ。其より形体の醜惡き男女と云ハ。然るものハ。打見には懼る

一と。厭はしき物なれハ。其語と成れるよこそ有けれ。其本ハ勇猛き方より出

陋穢き方と轉れる者なりけり。然れば醜字ハ依義を説く時ハ。此葦原醜男命の御事

るなり醜字ハ釋名ハ醜臭也。如臭穢也。と云れたり。○八千戈神記ハ依る。此大

神。八十神を追撥いて。國作り始め玉ひし時より。此八千戈神の御名を以

語傳へたり。重胤云。彼沼河北賣命と御贈答の御歌。又其嫡后須勢理毘賣

命の御歌も。八千戈の神の命也。吾大國主。云々と詠せ玉へるも其程の御

事ふりけれハ。その謠にせ玉へり者よありける。偕大倭神社注進狀。相殿神

條に傳聞。八千矛神者。大己貴命。以廣矛爲杖。令撥平豊葦原中。國

之邪鬼。是時大己貴命。号曰八千戈神。とあるハ。其頃專らハ。荒振神等を

摧伏玉へる御事をなん。力めさせ御坐けれハ。亦名とは申乍ら。姑く

御本名と爲玉ひし事。彼記の御歌と。右の注進狀との。赴を以て。



見奉知るべきなり。又其注進狀。神代卷曰。大己貴命。以平國時所杖之廣  
 矛。獻皇孫曰。吾以此矛卒有治功。皇孫若用此矛。治國者必當平安。  
 云々此矛亦上古在天皇大殿之内。其藏齋爲八千戈神之神体。とある。吾  
 以<sub>ニ</sub>此矛有<sub>ニ</sub>治功。と申玉へる。此廣矛を取持て。國土經營の御功御坐す由  
 なり。諸此矛をしも。八千戈神之神体と爲て。御功の御坐ま<sub>し</sub>。故<sub>ニ</sub>御名も  
 負せ奉る事。此大神の後威甚可畏。御坐て。向ふ所悉<sub>ニ</sub>敵無し。と云狀な  
 りければ。此一の廣矛を以て八千の敵。當り玉ふ義の御名になん。わたらせ玉  
 ひける。記傳よ。此御名義を。此は武威の八千と。多くの矛を持つる如きの意。と云れたり。  
 稱し御稱なるへしと。云れたるは。獨力の入り所。足らざるも似たり。と云れたり。  
 ○大國玉神。名義玉の借字。拾遺よ大國魂神。記よ大年神の御子よも。  
 大國御魂神と申坐せり。と書  
 たる如く。魂の義あり。とて記傳よも云れし如く。國魂神と云ハ各々其國處々  
 經營の功德ありし神を。如此申して。祀れる故に。國々よ大國魂神社。  
 國玉神社と云多し。然るも此神ハ倭大國魂神とも申して。大八洲の御

魂神と申す義あり。其は大倭神社注進狀。謹考舊記曰。倭大國魂神者。  
 大己貴神之荒魂。與<sub>ニ</sub>和魂<sub>一</sub>戮力一心。經營天下之地。建得大造之績。在  
 大倭豊秋津國。守<sub>ニ</sub>國家<sub>一</sub>。因號曰倭大國魂神。亦曰。以<sub>ニ</sub>八尺瓊爲<sub>ニ</sub>神躰<sub>一</sub>。奉  
 齋焉。また万葉五よ。天地能大御神等。倭大國靈とあるよ。明ふ。諸右よ大  
 己貴神之荒魂。與<sub>ニ</sub>和魂<sub>一</sub>戮力一心。とあるか如く。大國主神を主神と  
 て。左右の手足の如く。成らせ御坐て。其御功用を輔弼し奉給ひて。共々其  
 大造の績をふん。得建させ御座しけらし。同帳別社。狹井神社條よ。傳聞  
 狹井神者。大己貴命之荒魂大國魂神。即當社別社也。と云事もあるを以  
 て。其然る所以を知るべき也。然れば。各其主神と魂神との差別は。君王と輔弼  
 との如く。又長官と次官との狀に依たり。此下よ。是以百姓至今。咸蒙恩賴。  
 とあるは。更よ。万葉五よ。吾主之美多麻賜比互。とある。總て美多麻と云  
 は外よ。來りて。其主を祐くる義あるか故よ。和名抄神靈類よ。靈日本紀云。

美太万。一云美加介とありて。美加介は神武天皇御言マ、ニミカケノミコトノコトに隨マ、ニミカケノミコトノコト影壓躡カゲアサヒとある

影カゲて他タより其身ミミを幽カク賛サシる謂イハレ是コトなり。さて式シキは大和國山邊郡大和坐大國

禊神社三坐並名神大月是コトなり。荒魂アラミタマ云々亦曰大地主神ニハ尺瓊一為ニ神体一奉齋

云々相殿神二坐八千戈神神体廣戈也。御歲神神神八握八握嚴稻也とあり。和名抄は大

和於保夜未止此郷城下郡は入り。考謙紀にも城下郡大和神山とあり。二郡の界近き所

なればかくなり。嘉祥三年十月從二位貞觀元年正月從一位を授奉れる事史も

見ゆ又宇多天皇寛平九年十二月大和大國魂神に正一位を授奉れるこ

と大倭神社注進狀新國史を引て云々此御社今新泉村と云に在て大和

大明神と申すは此神の大和國に鎮坐す事委くは崇○顯國玉神此御名は起

りも記は父大神の詔は為大國主神亦為宇都志國玉神このる是なり。記

傳云大國主と右の如く天下を宇志波久意此は國經營る功業を成し

天下は其恩賴を蒙らむる神と云意なり。さて此二名は此處よて。未此神

の御名は非ず。然る神と為れと。詔ふなり。さて後遂は功業を成て。此詔の如

欠

MISSING

とも爲<sup>す</sup>賜へる故<sup>ゆ</sup>。御名とはふれるあり。さて又重胤説<sup>す</sup>。此御名は、大國玉、  
 神の一名なるべし。此<sup>こ</sup>にては、大國主神の亦名の如<sup>ごと</sup>ふれと。凡<sup>た</sup>て某<sup>の</sup>魂<sup>神</sup>と  
 申例<sup>は</sup>、其主神に御坐す外<sup>より</sup>、其功用を輔佐<sup>け</sup>進<sup>め</sup>らせて、共々<sup>は</sup>御功績を、  
 大<sup>に</sup>爲<sup>す</sup>玉<sup>ふ</sup>義<sup>な</sup>は<sup>は</sup>れ、先<sup>づ</sup>始<sup>り</sup>大國主神と爲<sup>れ</sup>と詔<sup>ひ</sup>て、天下の主宰<sup>まで</sup>。御  
 坐<sup>ます</sup>すへき由<sup>を</sup>。事<sup>依</sup>し玉<sup>ひ</sup>。次<sup>は</sup>其御魂<sup>神</sup>をも。活用<sup>かせ</sup>玉<sup>ひ</sup>て、彌<sup>も</sup>廣<sup>ま</sup>る天  
 下<sup>は</sup>。恩<sup>頼</sup>を令<sup>じ</sup>蒙<sup>る</sup>玉<sup>ふ</sup>其勢<sup>を</sup>。大<sup>に</sup>爲<sup>す</sup>と詔<sup>へ</sup>るまで。始<sup>り</sup>て其荒魂<sup>神</sup>の分<sup>れ</sup>と  
 せ玉<sup>ひ</sup>て、大國主神と副玉<sup>ふ</sup>事<sup>事</sup>。此<sup>こ</sup>は起<sup>れ</sup>るありけり。國作<sup>の</sup>御事<sup>は</sup>於<sup>て</sup>は和  
 魂<sup>大</sup>物主神<sup>より</sup>も、殊<sup>に</sup>荒魂<sup>大</sup>國魂<sup>神</sup>の方<sup>親</sup>しと。大國主神<sup>は</sup>屬<sup>す</sup>て、大造<sup>之</sup>  
 績<sup>を</sup>。建<sup>た</sup>せ玉<sup>へ</sup>る御事<sup>より</sup>。おほ<sup>し</sup>ませ<sup>し</sup>。大國魂<sup>神</sup>と。顯國玉<sup>神</sup>とは、唯  
 大<sup>字</sup>と顯<sup>字</sup>と。言<sup>の</sup>換<sup>れ</sup>るの<sup>こ</sup>そ有<sup>け</sup>れ。共<sup>に</sup>荒魂<sup>神</sup>の御名<sup>と</sup>なん。おほ<sup>し</sup>か  
 りける。と云<sup>れ</sup>一<sup>は</sup>たる説<sup>と</sup>おほ<sup>え</sup>たり。さて記傳<sup>は</sup>。顯<sup>は</sup>須<sup>佐</sup>之<sup>男</sup>大神<sup>の</sup>詔<sup>は</sup>  
 爲<sup>す</sup>宇都志國玉<sup>神</sup>と詔<sup>へ</sup>るより起<sup>れ</sup>り。其<sup>を</sup>根國<sup>として</sup>。詔<sup>へ</sup>る御言<sup>ふる</sup>故<sup>ゆ</sup>

此國を指て、顯見國とは詔へるそかり。又は宇都志日ヒカサケ命と云もあれば、只何  
となき稱名にて、宇都久志の意ともしつ  
 へくやとも、思ひしと云り。また重胤説より、此顯は、現在の義なり。さるハ天孫降  
 臨章。高皇產靈尊の詔。答奉れる大己貴命の御言。吾所治顯露事者。  
 皇孫當治。吾將退治。幽事。と見えたる。顯露事是なり。此神當今の皇御孫尊  
 の御有狀なる。現人神。御在坐。顯露を所知食させ。御坐けれハ。其顯露  
 國魂神を御めて。其上。大國魂神にて。わたらせ玉へる謂ふりけれハ。此二名共  
 云以てえゆは。其義一。歸る者ふるそかり。と云り尚よ考ふへ。〇一百八  
 十一神。記は此神の御言。僕子等百八十神とあり。通證。百八十衆多  
 之稱。と云り。されと此は百八十一神と。余の一神をも加へ収たれば。なほ正  
 しき數を。合せたるもの。後。新羅國より。貢獻る船數を。百八十一船と云事もあれば  
 れた。なほよ考べ。この事他書に見えたるは。神名秘書引る。神祇譜天圖記  
 國作大己貴神。此神者。素戔鳴尊孫子。天之冬衣神子也。孫子はハツコと  
 訓へし。子孫の

義なり。漢文。子孫を我子と書る例は。詩經。商之孫  
 子。文王孫子。などあり。直。孫の事と見むはたかへり。與高皇產靈神之長子少彦名  
 神。共經營天下。凡此神生子。一百八十一神。以爾五柱為珍子。而天下  
 四方國人夫等。令咸蒙恩賴。此之緣也。とあり。因に云。五柱ハ。味耜高彥根命。事  
 神なる  
 へきか

夫大己貴命。與少彦名命。戮力一心。經營天下。復為顯見  
 蒼生及畜產。則定其療病之方。又為攘鳥獸昆虫之灾異。  
 則定其禁厭之法。是以百姓至今咸蒙恩賴。

少彦名命。名義は。少は纂疏。身形短小。故得此名とあれと。其義は。あらい。  
 記傳も云れ。ここと。須久那志。後世は。た。多き。對へて。物の數よのみ  
 云へとも。古は大。對へて。小。と云り。萬葉は。小彦名ともかけり。官職は  
 大小

ありて、大を於保伊、記の輕原官段。大毘古命次少名日子建猪心命と有て、  
 小を須奈伊と云り。記の輕原官段。大毘古命次少名日子建猪心命と有て、  
 大と少名とを對へたり。さて此御名の少、大名持の大名と對へる。然らば須又  
 一ツ約めたる。彦名は、播磨風土記。少比古尼命とも有て、彦根と申例も同じ。  
 所以、唯少名御神とも申せり。少御神とも申せること、万葉。さて又文明十一年  
 の東大寺、我壇院神名帳。大汝大明神、小汝大明神あり。大三輪鎮坐記  
 云、手間天神とも申す事。見えたり。○經營天下。記云、神産巢日御祖命、答告  
 云々。汝葦原色許男命、爲兄弟。作堅其國。故自爾大穴牟遲、與少毘  
 古那二柱、神相並、作堅此國。とあり。經營天下と云も、作堅國とある。同  
 し。さて此事の書々見えたるは、大三輪神鎮座記。伊弉諾伊弉册二神。  
 共生大八洲國、及處々小島。而地稚、如水母、浮漂之時。大己貴命與少彦  
 名命、戮力一心、殖生薦葦。固造國地。故號曰國造。大己貴命。因以稱  
 曰葦原國。出雲風土記。飯石郡多禰鄉。所造天下。大神大穴持命、與須

又奈比古命。巡行天下。時、稻種墮此處。故云種。播磨風土記。楯保郡稻  
 積山。大汝命少日子根命二柱神。在於神前郡聖里生野之岑。望見此山。  
 云、彼山者當置稻種。積於此山。々形亦似稻積。故號曰稻積山。また神  
 前郡聖岡里。所以號聖岡者。昔大汝命與小比古尼命。相爭云。擔聖  
 荷而遠行。與不下。屎而遠行。汝二事何能爲乎。大汝命曰云々。續後紀十  
 九長歌。日本乃野馬臺能國遠。加美侶伎能。宿那毘古那加葦管遠。殖生  
 志津々。國固米。造介牟與利云々。万葉六。大汝少彦名能神社者。名著始  
 鷄目。名耳乎名見山跡負而云々。七。大穴道少御神作妹勢能山見吉。十  
 ハ。於保奈牟知。須又奈比古奈野。神代欲里。伊比都藝家良志云々。かこ  
 趣に云傳へたる。皆二神相並ひて。國作玉ふ時の事なり。此らより。天下を作巡  
 り給へりし功績、思遣り奉るへし。○復は、重胤云。右は經營天下とあるは、此二  
 柱神の御本業。御座て。其は國土を開闢て。人民を蕃息しめ玉ふ御事なる

よて。其要は。食物衣服住宅の儲を。國土に備へ。人民は饒ふらしめ玉ふ。御政  
 是れふり此二神の事の要は。專此に在るを。又た別は。醫藥と禁厭  
 の二ハ一も。殊更に缺とへからざる。人民の急務なる故也。傍其の  
 事を起させ御座ける御事を。記さるゝを以て。此は復字を。置れ  
 たるにてそ有ける。と云り。○畜産。本はケモノと訓る宜し。記傳云。和  
 名抄に。獸和名介毛乃。畜和名介太毛乃。とある。相誤れるなり。神代紀に畜  
 産を氣母能。獸を氣陀母能と訓るを正しき。皇極紀天武紀ふとも。畜をみな  
 氣母能と訓り。後ながら源氏物語本は漢國のはけしきけたものとあるも。虎よて獸  
 なり。古今集は。藥けかせるけたもの。と詠るは。實は鷄犬なれとも。雲  
 よ吠けん詠れば。此歌よては犬なり。然れば畜な  
 から。是も獸の方よ取てそけたものとは。詠けんよて氣陀母能は。毛津物の意なる  
 へ。古書よ。毛和物毛鹿物とも云り。氣母能は飼物なる。毛物の意よはあら  
 し。六畜は。人家よ飼おと物なれば。飼物と云なり。然るも。氣陀母能と氣母能  
 と似たる名ふる故也。紛はしきぞかし。と言れし。然る説ふり。其は大政詞よ畜祀  
 罪。とある同事を

記よは馬牛猪鶏犬猪  
 とあり。これ皆飼物なり ○定療病之方。病を療すことを。舊く表佐牟と云り。續  
 記四詔よ。御病欲治。廿九詔よ。御病乎治賜比ふとあり。記允恭段よ。治差帝  
 皇之御病。とあるをも  
 然訓  
 へして平田翁云。此の療病方も。人草は更ふり。人草は要ある。畜物の病を療  
 す方を。人れ知へと教へ定給へる由よて。摠て鳥獸に其病を自治す方を。其々よ  
 定。教玉へり。と云よ。非る也と云れたるか如し。重胤云。牛馬鷄犬よ至るまで  
 よ。憫み濟はせ玉ふ事ハ。各々其天下人民に飼れて。人の使令と爲る者なれば。な  
 り。斯る畜産をすらる。恵み濟ひ玉ふと云も。其使令へき人民を。殊更は大切  
 所思し玉ふか故ふ事。申すも更なり。通證よ。襄陽記曰。鷄主司晨。犬主  
 盜牛負重載。馬涉遠路。とある。然る言よて。何れも。其主とする所有て。國  
 家よ用ある物共なれば。其病を療むる方も。必なくては。得あるまよき事あり。と  
 云り。さて方を三チと訓るは。永正本明應本よ據れり。また  
 明應本熱田本。鷄倉本共よ。サマと訓るも。悉からず ○鳥獸昆虫之災異。平田  
 翁云。鳥ハ和名抄よ土里。獸を氣陀母能と訓む由。師説あり。昆虫は舊く波布

よて。其要は。食物衣服住宅の儲を。國土に備へ。人民は饒ふら。め玉ふ。御政  
 是れふり此二神の事の要は。專此に在るを。又た別よ。醫藥と禁厭  
 の二ハ。も。殊更に缺くへからざる。人民の急務なる故よ。傍其の  
 事を起させ御座ける御事を。記さるゝを以て。此は復字を。置れ  
 たるにてそ有ける。と云り。○畜産。本はケモノと訓る宜し。記傳云。和  
 名抄に。獸和名介毛乃。畜和名介太毛乃。とある。相誤れるなり。神代紀に畜  
 産を氣母能。獸を氣陀母能と訓るを正しき。皇極紀天武紀ふとも。畜をみな  
 氣母能と訓り。後ながら源氏物語本は漢國のはけしきけたものもあるも。虎にて獸  
 なり。古今集は。藥けかせるけたもの。と詠るは。實は鶏犬なれとも。雲  
 よ吠けん」と詠れば。此歌にては犬なり。然れば畜な  
 から。是も獸の方取てそ。けたものとは。詠けん。さて氣陀母能は。毛津物の意なる  
 へ。古書は。毛和物毛鹿物とも云り。氣母能は飼物ふ。毛物の意よはあら  
 し。六畜は。人家は飼おと物なれば。飼物と云なり。然るも。氣陀母能と氣母能  
 と似たる名ふる故よ。紛はしきぞかし。と言れし。然る説ふり。其は大破詞は畜犯  
 罪とある同事を

記よは馬婚牛婚鶏婚犬婚  
 とあり。これ皆飼物なり ○定療病之方。病を療することを。舊と表佐年と云り。續  
 記四詔よ。御病欲治。廿九詔よ。御病乎治賜比ふとあり。記元恭段よ。治差帝  
 皇之御病。とあるを  
 然訓。さて平田翁云。此の療病方も。人草は更ふり。人草は要ある。畜物の病を療  
 す方を。人知へと教へ定給へる由にて。摠て鳥獸に其病を自治す方を。某々よ  
 定。教玉へり。と云ふ。非る也と云れたるか如し。重胤云。牛馬鶏犬に至るまで  
 よ。憫み濟はせ玉ふ事。各々其天下人民に飼れて。人の使令と爲る者なれば。な  
 り。斯る畜産をすら。恵み濟ひ玉ふと云ふも。其使令へき人民を。殊更に大切よ  
 所思し玉ふか故ふ事。申すも更なり。通證よ。襄陽記曰。鶏主司晨。犬主  
 吠。盜牛負重載。馬涉遠路。とある。然る言にて。何れも。其主たる所有て。國  
 家よ用ある物共なれば。其病を療むる方も。必なくては。得あるま。き事あり。と  
 云り。さて方を三と訓るは。永正本明應本は據れり。また  
 明應本熱田本。鎌倉本共。サマと訓るも。惡からず ○鳥獸昆虫之灾異。平田  
 翁云。鳥。和名抄よ土里。獸を氣陀母能と訓む由。師説あり。昆虫は舊と波布



牟之と。訓るを用るへし。續体紀よ伏地之虫をもかく訓り和名抄よ。蚊行唐韻云虫行也。訓波  
 と見え。虫和名無之とあり。太波詞よも。昆虫之災とあるよ就て。師の後釋よ。  
 雄略天皇御歌よ。波布牟志母とあり。虫は這ふ物なる故よ。凡て虫を然云な  
 り鳥を飛鳥と云よ同じ。なほまた雨をぬる雨花をさく花と云類も同じ事なり大殿祭詞よも。波府虫能禍  
 無久と見え。十種神寶の中。蛇比禮蜂比禮などあるも。其を拂はむ料なり。上  
 代よは。民の住家野山よ交りて。假初ふる構なむしかひ。虫の害多かりしな  
 るへし。又大殿祭の祝詞よしも。擧られたるを思へば。上代には唯なへて此の害の多かりしよも有へし。今世とても蝮蜈蚣蜂など刺れて惱むこと。なきよあらす  
 り。此を猶精と言と。凡て此鳥獸昆虫の災異とあるを。某の鳥獸某の虫など  
 名をさし言むは。中々よ精しからず。凡て禽獸また蟲類ふと。何よまれ。人草は  
 更ふり。畜産にも。災害をなし。異變をなす物を云り。と弘と見るへし。なほ大さよ云ハハ草本  
 兼て思ふへし。鳥の總をつみ。巢をこり。獸の穀物を喰害ひ。虫の本草よ付事も。悉く人の災  
 害よあら。其は物等の。殊よ人の爲よ。災異をなす耳ふらす。彼等の性のまよく。

爲す態も。人の爲よ宜からぬ事は。即人の禍なれば。呪術を以て。禳はる事と也。  
 今世よも多きを以て辨ふし。と云れたる然る説なり。災異は。重胤云。和邪は  
 本語よて。波比は辭なり。たごも病といへば。其病む人の方よ就て云ひ。災と云  
 は。其令病る者の方よ就て云るよて。和邪ハ所爲の義よて。神よまれ鬼よまれ。  
 又鳥獸昆虫よまれ。其犯一惱まする所爲を。成すを云なり。故大殿祭詞よ。  
 下津網根。波府虫能禍無久。又天乃血垂。飛鳥乃禍無久。と云ひ。大波詞邊却崇神詞  
よも見 其所爲を成す物名を。先よ擧て云ふ定なりけれ。此に鳥獸昆虫之災  
 異とあるも。鳥之所爲。又獸之所爲。又昆虫之所爲。と云事ふるを。其成す事。  
 人よも世よも。害を成せる所以を以て。和邪と也。和邪波比とも云。禍又を災。又  
 ハ災異。或は妖とも。殃とも。又妖孽とも云字よ當る言と。成れる者なり。攘ハ  
 波羅布ふり。解除を波羅間と云と。同言よして。其活用異なり。諸此を禁厭  
 の事を爲て。災異を攘ふをいふ。と云り。○禁厭之法。又云。禁厭は解除祈禱の

年之と。訓るを用るへし。續体紀よ。伏地之虫をもかく訓り和名抄よ。歧行唐韻云虫、行也。訓波  
 と見え。虫和名無之とあり。太波詞よも。昆虫之災とあるよ就て。師の後釋よ。  
 雄略天皇御歌よ。波布年志母とあり。虫は這ふ物なる故よ。凡て虫を然云な  
 り鳥を飛鳥と云よ同じ。なほまた雨をぬる雨。花をさく花と云類も同じ事なり大殿祭詞よも。波府虫能禍  
 無久と見え。十種神寶の中よ。蛇比禮蜂比禮ハチノヒなどあるも。其を拂はむ料なり。上  
 代よは。民の住家野山よ交りて。假初ふる構、なかりしかい。虫の害多かりしな  
 るへし。又大殿祭の祝詞よしも。舉られたるを思へは。上代には。唯なへて此の害の多かりしよも有へし。今世とても。蝮蜈蚣蜂などよ刺れて悩むこと。なきよあらす  
 り。此を猶精之言と。凡て此鳥獸昆虫の災異とあるを。某の鳥獸。某の虫など  
 名をさし言むは。中々よ精しからず。凡て禽獸。また蟲類ふと。何よまれ。人草は  
 更ふり。畜産にも。災害をなし。異變をなす物を云り。と弘く見るへし。なほ大さよ云い。草木  
 によまれ。何よまれ。人の要となるものよ。害をなすは。即ち人よ災異をなす謂なれば。其をも  
 兼て思ふへし。鳥の總をつみ。巢をこり。獸の穀物を喰害ひ。虫の本草よ付事も。悉く人の災  
 害よあら。其は物等の。殊よ人の爲よ。災異をなす耳ふらず。彼等か性のまよく。

爲す能も。人の爲よ宜からぬ事は。即人の禍なれば。呪術を以て。攘はる事とも。  
 今世よも多きを以て辨ふへし。と云れたる然る説なり。災異は。重胤云。和邪は  
 本語よて。波比ハチノヒは辭なり。たごを病といへは。其病む人の方よ就て云ひ。災と云  
 は。其令病る者の方よ就て云るよて。和邪ハ所爲の義よて。神よまれ鬼よまれ。  
 又鳥獸昆虫よまれ。其犯惱まする所爲を。成すを云なり。故大殿祭詞よ。  
 下津網根。波府虫能禍無久。又天乃血垂。飛鳥乃禍無久。と云ひ。大殿詞邊却崇神詞  
 にも見  
 えたり。其所爲を成す物名を。先よ舉て云ふ定なりけれい。此に鳥獸昆虫之災  
 異とあるも。鳥之所爲。又獸之所爲。又昆虫之所爲。と云事ふるを。其成す事。  
 人よも世よも。害を成せる所以を以て。和邪とも。和邪波比とも云。禍又を災。又  
 ハ災異。或は妖とも。殃とも。又妖孽とも云字よ當る言とい。成れる者なり。攘ハ  
 波羅布ふり。解除を波羅閉と云とい。同言よして。其活用異なり。諸此を禁厭  
 の事を爲て。災異を攘ふをいふ。と云り。○禁厭之法。又云。禁厭は解除祈禱の

類を凡て云ふり。此二字。古よりマシナヒヤムル。と訓るは従ふへし。私記は。  
 依牟之也牟流とある。疑あり。エムは字書。厭於再反なる。音を取れるふれ  
 古言の續け状は非ず。鈴屋翁は二字を引合せて。麻目那比と訓れたるは。然る  
 事の如くなれと。言足はす。古訓は従ふへきものなり。然るは。  
 上は療病とある。病は其事の稱あり。療は其を去る術を成す。謂ふるは等しく。  
 此は麻目奈比也。其事の稱なり。夜牟流は。其事を行ひて。災異を卻くる稱ふれ  
いふり。用明紀は。厭マシナヒと訓み。又傍マトコフと有り。通證は引る。前高帝紀東遊以厭  
 之註釋也とあり。其禮は。名義抄はハラフ。カハルと訓る字にて。撰字は同じ。  
 諸禁厭の法はし。二柱御祖神は始れる事として。彼鎮火祭も。伊弉册尊の。  
 火神を生坐し御時。出來りて。即火鎮祭は始是なり。又花鎮祭の起も。此  
 大神は已は始れるまで。禁厭と療病と。已は上古より。相並ひ行はる事まで。其  
 禁厭の方療病の法となり。療病の法。即禁厭と。成れるものありけり。又道  
 饗祭は。伊弉諾尊の。黄泉軍は追及れさせおはし坐ける時より起り。大祓は。其  
 大神の筑紫日向橋小戸として。事始めさせ玉へりし御政なり。又蛇比禮吳

公峰比禮は。須勢理毘賣命。天上より傳へさせ御座て。此まで始て行玉へる御  
 事ふり。其は天神本紀は。饒速日命の行玉へる。鎮魂祭の起是なり。  
 此祭はし。已は皇祖天神の。行定めさせ玉へる御事まで。高天原よ  
 り傳はれる。禁厭の法なる事。申すも更ふり。清原宣賢脚説は。十種神寶を。  
 天孫降臨の時。授け申された  
り。人の痛む所ある時。禁厭ふ禁なり。此も病を治する一の道なり。と云はれたるは。實は早  
 見なり。此の説は據られけるよや。谷川翁も。此れを禁厭の中は収められたり  
 と云り。今は甚く畧して出せり。さて平田翁説は。麻目那比の麻目は。御門祭祀  
 詞は麻目許利。大祓詞は盡物などある。麻目と同言して。那比は卜那比。高那  
 比ふこの。那比と同と辭なり。盡を麻目と訓へき由は。字  
 鏡は盡方自物と有是なり。さて此三物の麻目も。同  
 言は有れど。かゝ活きて三よなれる上よて。輕重と。物との差別を成せり。其  
 は麻目那比は。麻目那閉。今する  
 詞なり麻目那布。麻目那波牟と活きて。輕と聞え。麻  
 目許理は。麻目許禮。麻目許流。麻目許良牟。と活きて。重と聞ゆるか。麻目物  
 は。吉よまれ。凶よまれ。其麻目は用ふ物を云なり。大祓詞は盡字を。書るを以て。凶物  
 とのみ思ふへからず。彼詞は此字

を書るは人の爲に凶き麻自術を稱へたる方と説て。此字は漢籍より盛毒といふ邪術ありて其造方などを委く記せる事のある故に姑く當て書るよこそあれ。麻自物といふ物は皆此字の如く凶き物には非ず。其は天の忍靈(ニシロノミタマ)を命(イコト)に神魯岐神魯美命の給へる天の玉串も。真水を術出す料の麻自物なるを以て辨らへし。さて麻自那比の方の。輕と聞ゆる由い。まづ此詞の本は。交の麻自と同言なり。と思ゆ。其は麻自理ハ此物と彼物と交るを。云詞ふるより轉りて。麻自那比と活き。此詞は。彼方の体也。此方の靈を交ふる意はへの有れいあり。麻自許理と道饗系祝詞より率字を書るを以ても交と本同言也。と知る。麻自許理は方の重と聞ゆる由は。まづ麻自那比の那比を。辞なる故に。輕きを。麻自許理の許理は疑はて。麻自は疑は添りたるの。許流許禮ふと。活けると所聞ればふりと云り。なほ此言義は。よく考へし。○百姓は。天照大神また天皇命の。大御寶たるよしの稱ふるへし。江家次第は。公御財とあり。されど其義よはあらし。○至今。平田翁云。今も書紀を記されたる當時を云ひ。若くは書紀は採られし古書也。本より有し文か。もし然も有らば。其時代を知らず。と云

り。○恩頼。垂仁紀は聖帝之神靈。景行紀は皇靈之威などあり。言義通證は。蓋御賜之殖也。と云れど。信友云。美多麻は靈を尊ひたる詞。布由は震ふの義はて。神の靈の威を震ひて。殊更は幸ひ給ふを。辱なみ稱へて云るあり。天皇の御魂も。凡人の魂も云申すも。凡人の魂も云。布由布留同言ふら證は。古事記歌は。大雀佩せる太刀。本劍末布由とよめる。布由は布留と同言はて。太刀を揮る状を云る事。記傳の説の如し。また神靈は布留と云る事は。神の出行は供奉るを。振奉。布理出奉ふと。古記ともよ見えたり。其は多きは神輿よつき。云る如く聞ゆれど。言の本は。神靈の威震ひ玉へるよを。畏み稱たるなり。大鏡は。春日の大神は事を。帝この京は遷しめ玉ひては。また近とふり奉りて。大原野と申し。なほも近とて。又ふり奉りて。吉田と申て御坐すめり。此吉田の明神は。山蔭の中納言の。ふり給へるそがし。とも見えたり。後世の行列は。フルといふ言のあるも。威は震ふ意あり。またフルマヒと云も。フルを活かせる詞よて。安原紀は威儀をよめるなと。叶ひて聞ゆ。萬葉三は。丈夫之心振起とよめるも。心震ひ起よ。布

理は布留比の約たるあり。今俗も心を振ひ起すなど云ひ、また威を震ふなども云り、  
 のふる由なり。此外より某と云ふ布理も、此意なるか猶あり。これ魂は。布留布。布留比。布里。布留といへるご。  
 其意はへ更は相同しきをも思へ。天武紀も。招魂を美多麻布里と訓み。臨  
 時祭式も。鎮魂祭を於富牟多麻布里と訓るも古言よ。天皇の御魂の威  
 震り玉ふへ。奉仕る由の稱ごと思はるれ。斯て布留比の本語は。布留よ。威  
 比。布留と活用と辭なるを。布由と云るは依て。親しき音なり。美多麻乃布  
 由。ご云るふるへし。好忠集も暇なみひなき身さへ急ごひな。御たまのふゆご宜  
 も云けり。奥儀抄も。此歌を擧て。歳の終も。亡魂を祭りて。恩徳を報すごて。御  
 魂の冬ごいふ。謂ゆる荷前祭なり。ご云れたるは。いか。但し昔は年の終も。荷  
 前使を立て。定まれる陵墓も。幣帛を奉られ。又なへても。年の終も。祖々の靈  
 祭する例なりければ。其祭を。御魂の布由と云り。由なり。其は祖々の靈の布  
 由。蒙らむごする意あり。好忠の歌も。然もご。聞ゆけなり。ご云れたり。清田小山田與

まのふゆ奥義抄説たかへり。これは日本紀も。恩類。神靈。皇靈などの字を。古語拾遺にも  
 恩類の字をよみて御賜の義也。万葉のわかぬしのみたまたまひて。ごよめる戦主の御恩賜  
 ひ也。ふゆは波江の通音なり。御恩の祭といふよし也。波江はハエアル。ハエナキなどの波  
 江よて。榮耀の義也。草木のしけりひろこれるを。ふゆといふも榮也。さてうつりては。何よ  
 もあれ。物の多くなるを。ふえふゆるなどもいへるなり。谷川氏が御賜の殖也と釋るはも  
 の遠し。伴氏曰。色葉字類抄も。生字をフエとよめるよりておもふも。淺茅生。篠生。麻生。芝  
 生などのフは生のフはあらて。フエのフなるへし。榮しけるさまよりい  
 へる事なるへし。ご云りこれ右の説とは異なるれ考の爲よご。よ擧く。○ご。よ聊。療  
 病方禁厭法の事を云へし。ごるは。通證も。療病之方。則藥物醪醴也。禁厭之  
 法。則咒祝方術也。ごある如く。二は相分れていあれ。共に相須て。離れざる  
 あり。平田翁云。抑後世の禁厭法も。都は用ぬ事ご成ぬれごも。  
 我が古は更も云はす。諸越よ。古は禁厭を專ご用たりけり。其は彼國の醫  
 術也。もご巫祝の徒よ。初り。い。其は山海經も。巫抵。巫陽。巫履。巫九。巫相。など  
 咒詛なごを行ふものから。其術をもて病を愈す故も。其を醫と云りご通ゆ。其は内經。賊除。  
 篇も。先。巫。知。百病之勝。先。知。下。其病所。從。生。者。可。祝。而。已。也。ご云るをも思ふへし。  
 又古今醫統も。巫咸は禱術を以て。堯の醫となる。祝して人の福を延  
 へ。病を愈し。樹を祝すれば。樹枯。鳥を祝すれば。鳥墮。などもあり。さて其咒禁を行

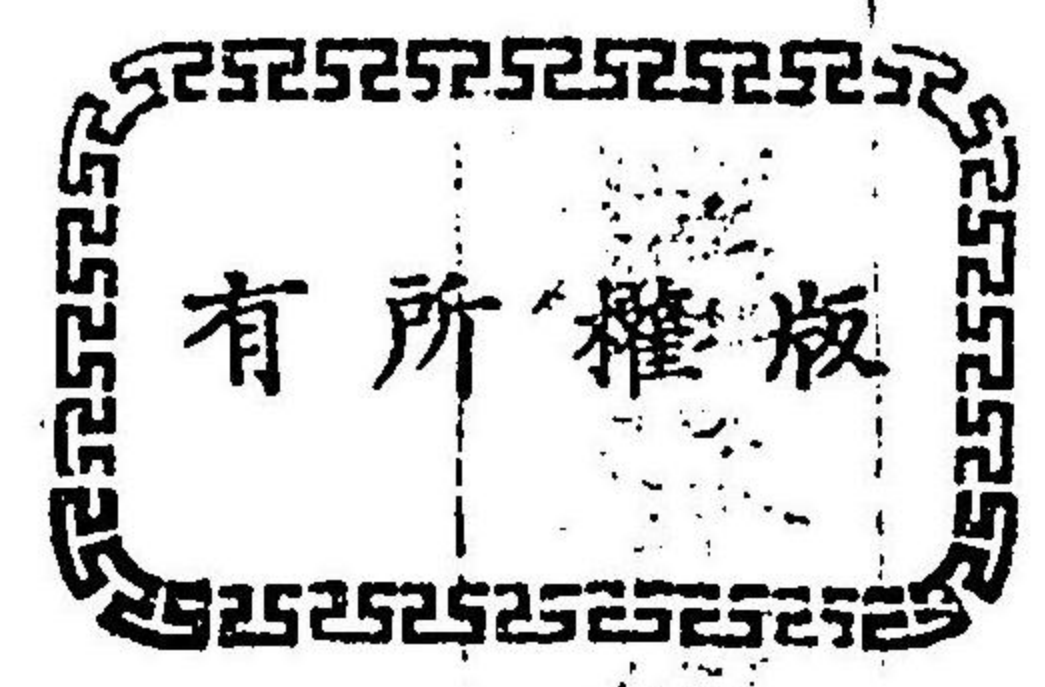


○日本書紀通釋 上篇 四  
 ○正誤  
 ○印ハ誤  
 ○印ハ正

○卷十	七七四丁三行 早ハ早	同 五行 表ハ袁	九五四丁二行(註)皇功ハ皇后
	七七五丁十行(註)穢ハ穢	同 十行 入ハ八	同 三行 村ハ材
	七八二丁二行 忌ノ下部ヲ脱	八四九丁十一行 河沼ハ沼河	九五六丁五行(註)こハつぎ
	七八三丁九行(註)命もハト	八五一丁十行 神ハ醜	九五九丁八行(註)簀ハ簀
	同 十一行(註)毒ハ毒	八五五丁十一行 度ハ度	九六七丁六行 苔ハ苔
	七九十二丁一行 所ハ祈	八五九丁二行(註)知ハ如	九七六丁四行 人ハ入
	七九七丁二行 祀ハ祝	八六〇丁七行 ありハなり	同 六行 人ハ入
	八十三丁五行 然れノ下はヲ脱	八六三丁三行(註)角云ハ角云々	九七六丁二行 神ノ下はを脱
	八〇八丁十行 めりハあり	八六四丁八行 張ノ下なヲ脱	九九〇丁七行 えゆはゆけは
○卷十一	八四三丁一行 あれよりハあり	八七三丁三行(註)正しハ正しき	九九一丁十行 ことハに衍
	りこれより	八七六丁四行 宇ノ下郡ヲ脱	九九五丁十一行(註)三チハミチ
	思をふハ思	八八五丁十行 劔ノ下刀ヲ脱	九百八十九頁ハ八十七頁ノ誤
	ふに	八八七丁十二行 官ハ號	以下千五頁ニ至ルマテ順ニ誤
		○卷十二	
		九三二丁七行 在ハ坐	

明治二十五年六月十一日印刷  
 同 年同月十五日出版

定價金參拾貳錢也



著述者 東京市牛込區東根町十九番地寄留 長野縣士族 飯田武郷

印刷兼發行者 東京市本郷區元町一丁目六番地寄留 兵庫縣士族 魚住長胤

發行所 同所 稽照館

明治二十六年三月一日印刷  
同年三月六日出版

定價金參拾貳錢

發行兼  
著述者

東京市牛込區東椽町十九番地寄留  
長野縣士族

飯田武郷

印刷者

東京市神田區南神保町十番地

三島謙三

發行所

東京市本郷區元町一丁目六番地

稽照館

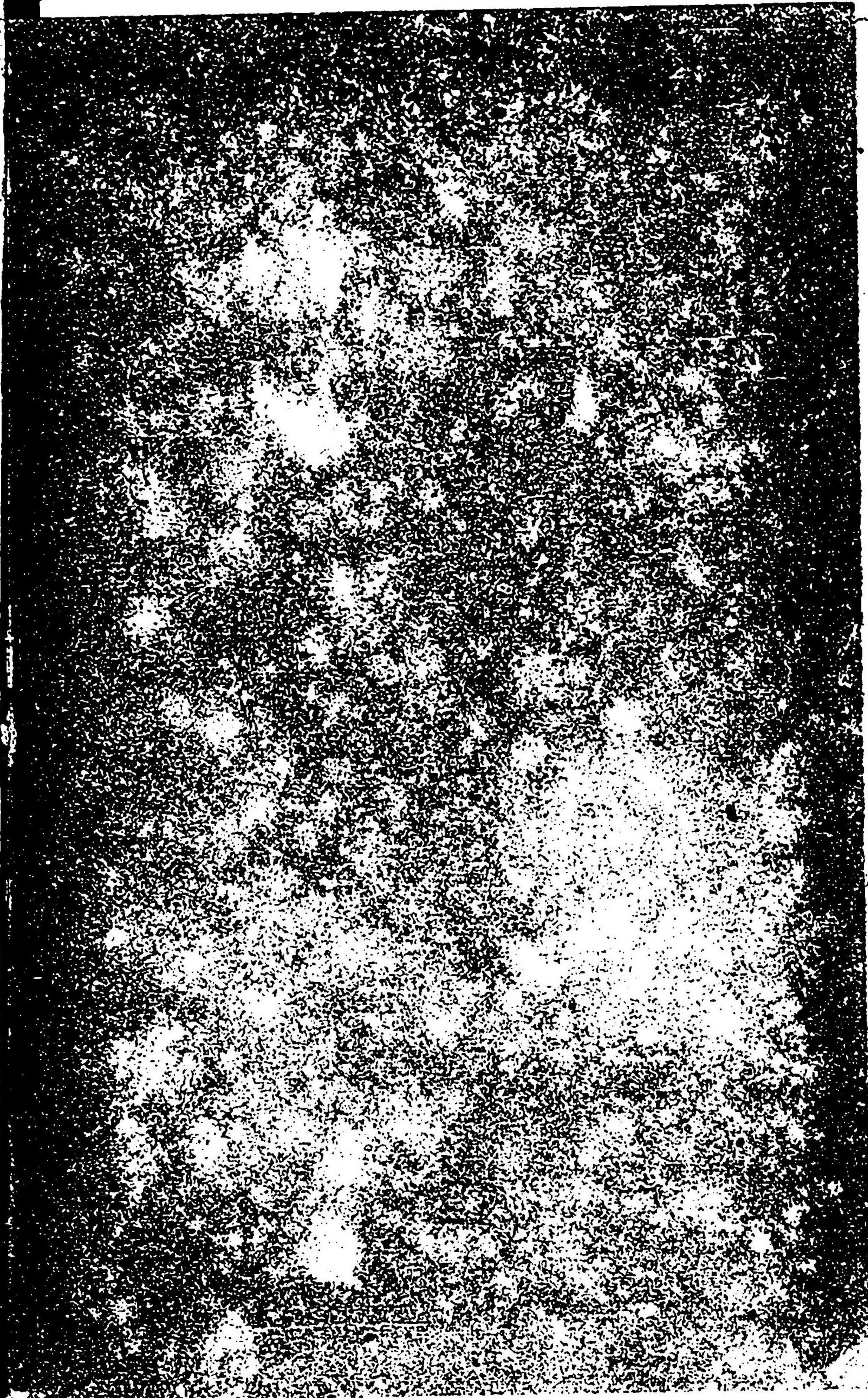


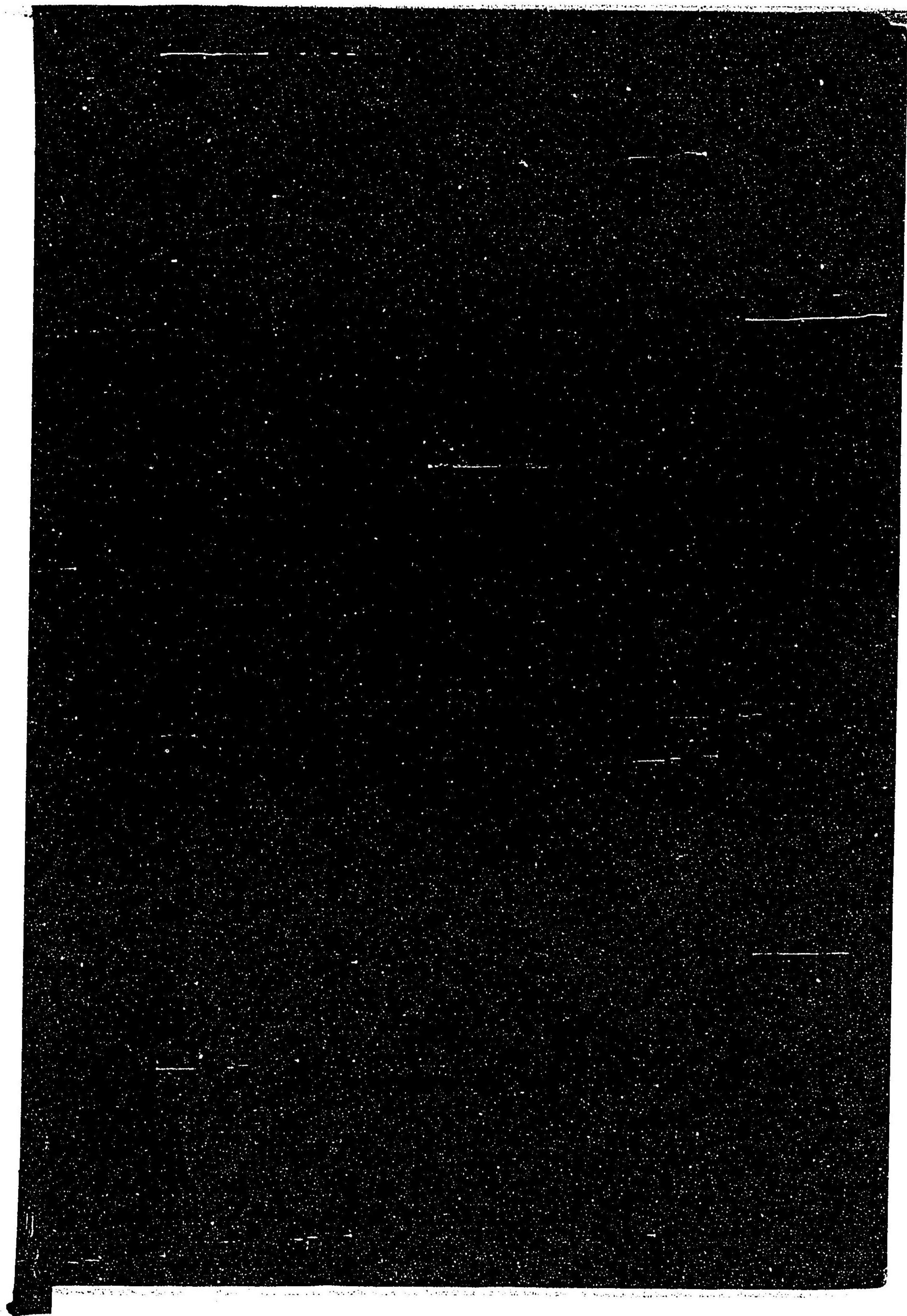
賣捌所

東京市神田區南神保町二番地

博弘堂







11

210

(M)

1